

令和8年度 市町村アンケート結果

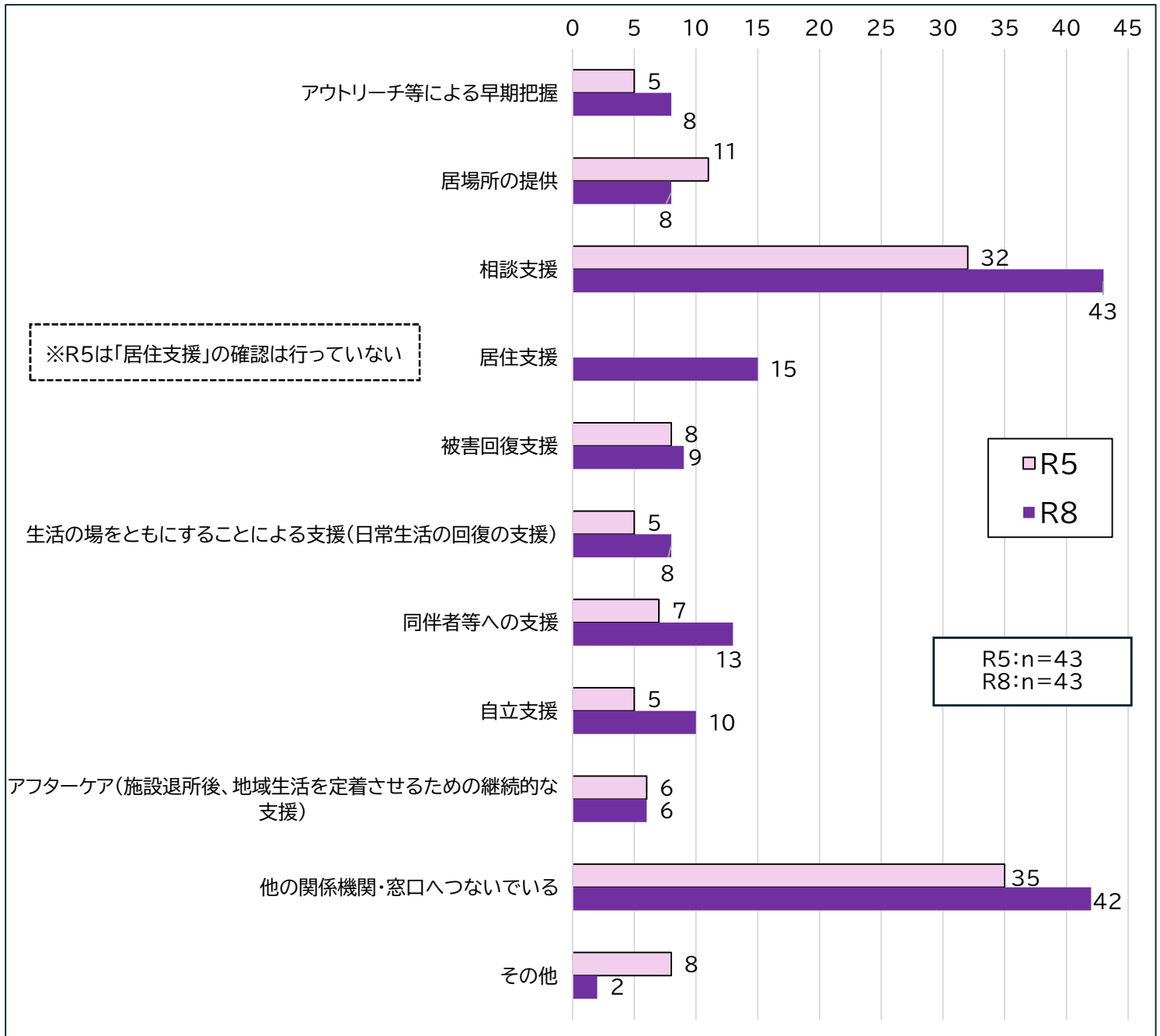
資料1

アンケート概要

- 【実施時期】 … 令和8年6～8月
 【実施方法】 … 府内43市町村の女性支援主管課、DV対策主管課へ依頼
 【回答数】 … 府内43市町村から回答

【1】困難な問題を抱える女性（以下、「困難女性」という）への支援について

1-1 困難女性に対する支援（複数選択可）

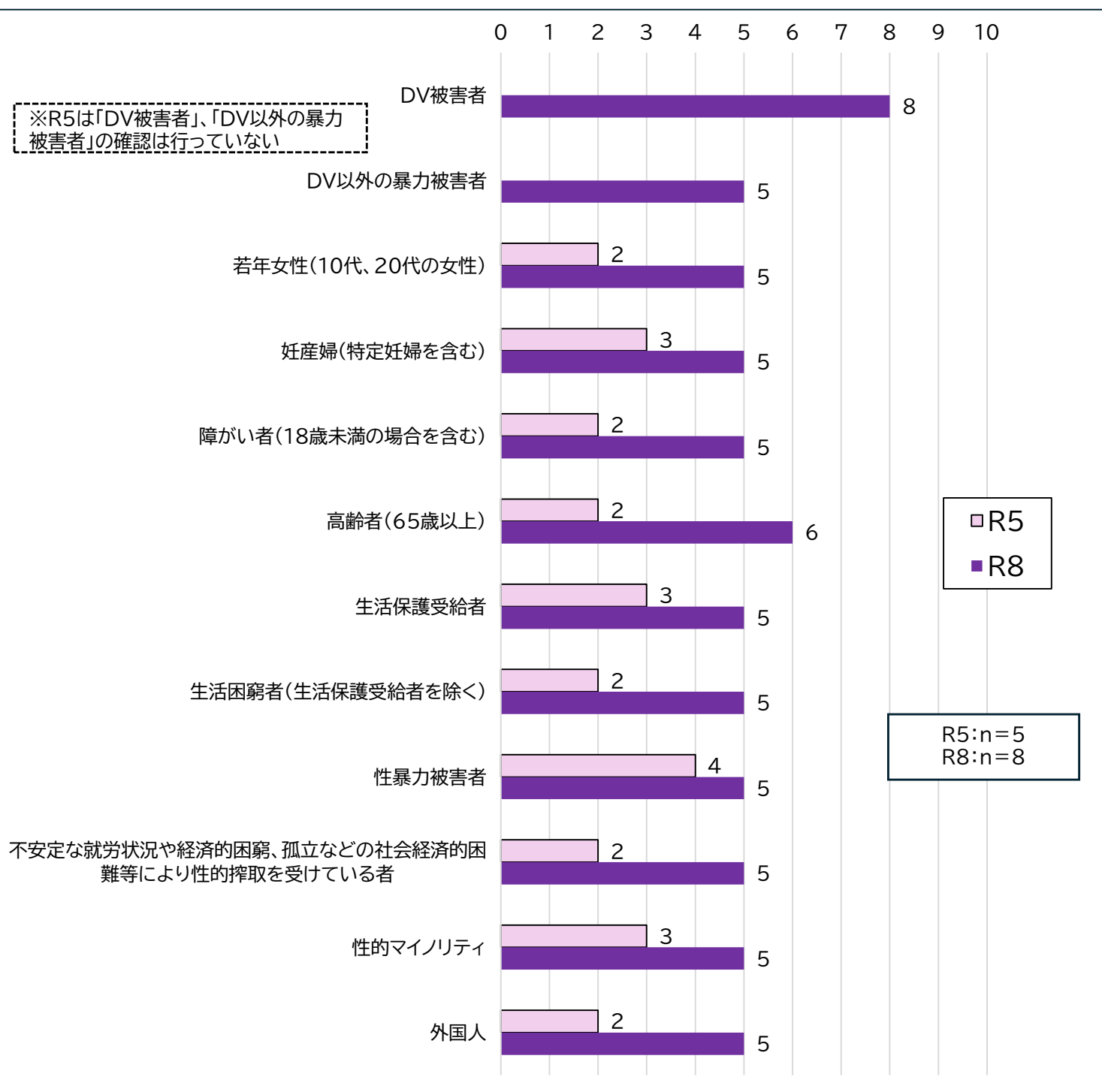


その他内容

- ・緊急一時保護等
- ・女性対象の講座、出張個別相談
- ・就労支援

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (1) アウトリーチ等による早期把握

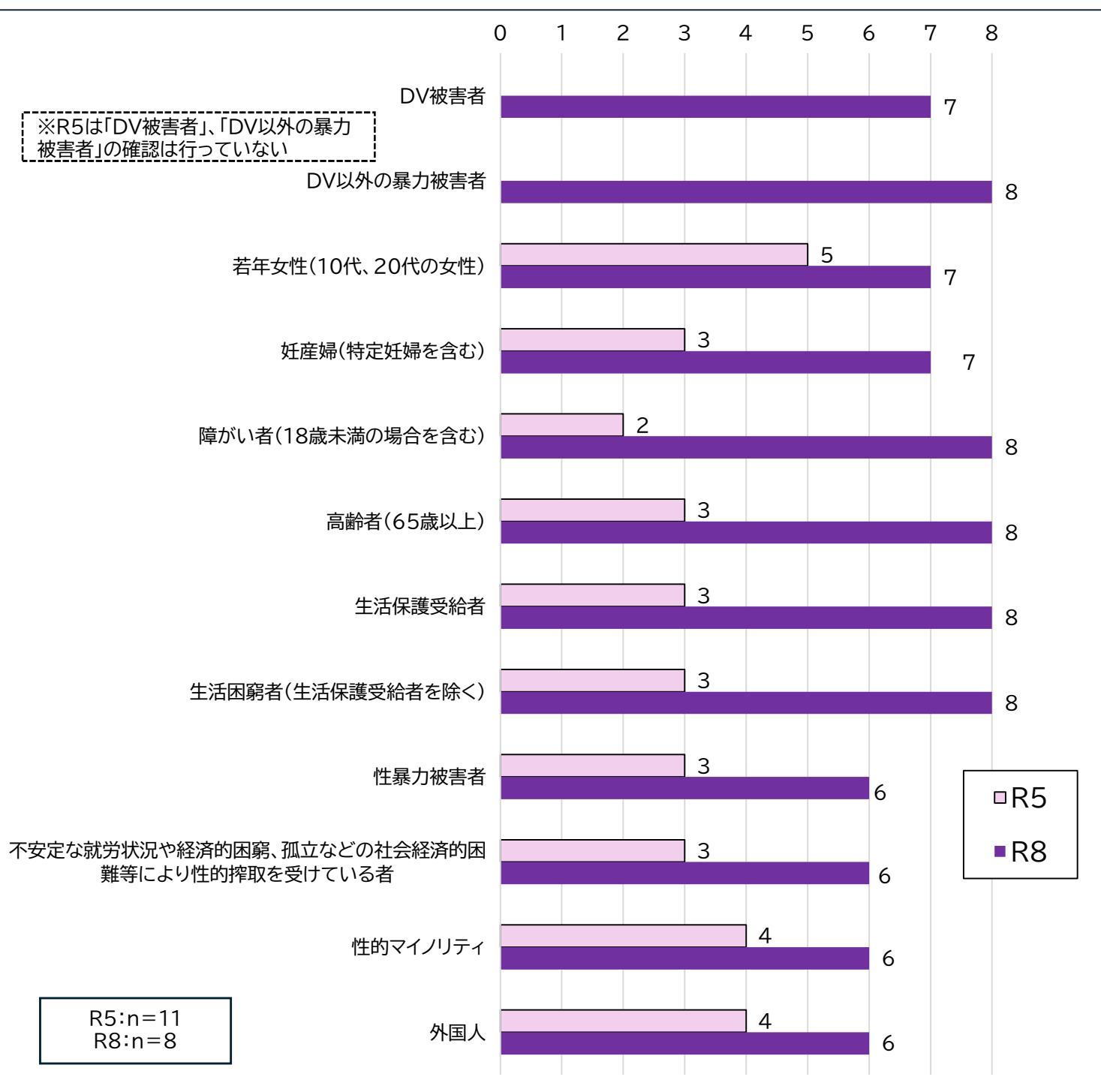


(参考) 支援内容

- ・インターネット、SNSを活用した相談窓口の周知
- ・24時間LINE相談
- ・セミナーの開催(委託)
- ・公募型プロポーザル選定事業者が提示した広報戦略に基づく効果的な広報啓発
- ・民間支援団体ネットワーク加盟者との連携

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (2) 居場所の提供

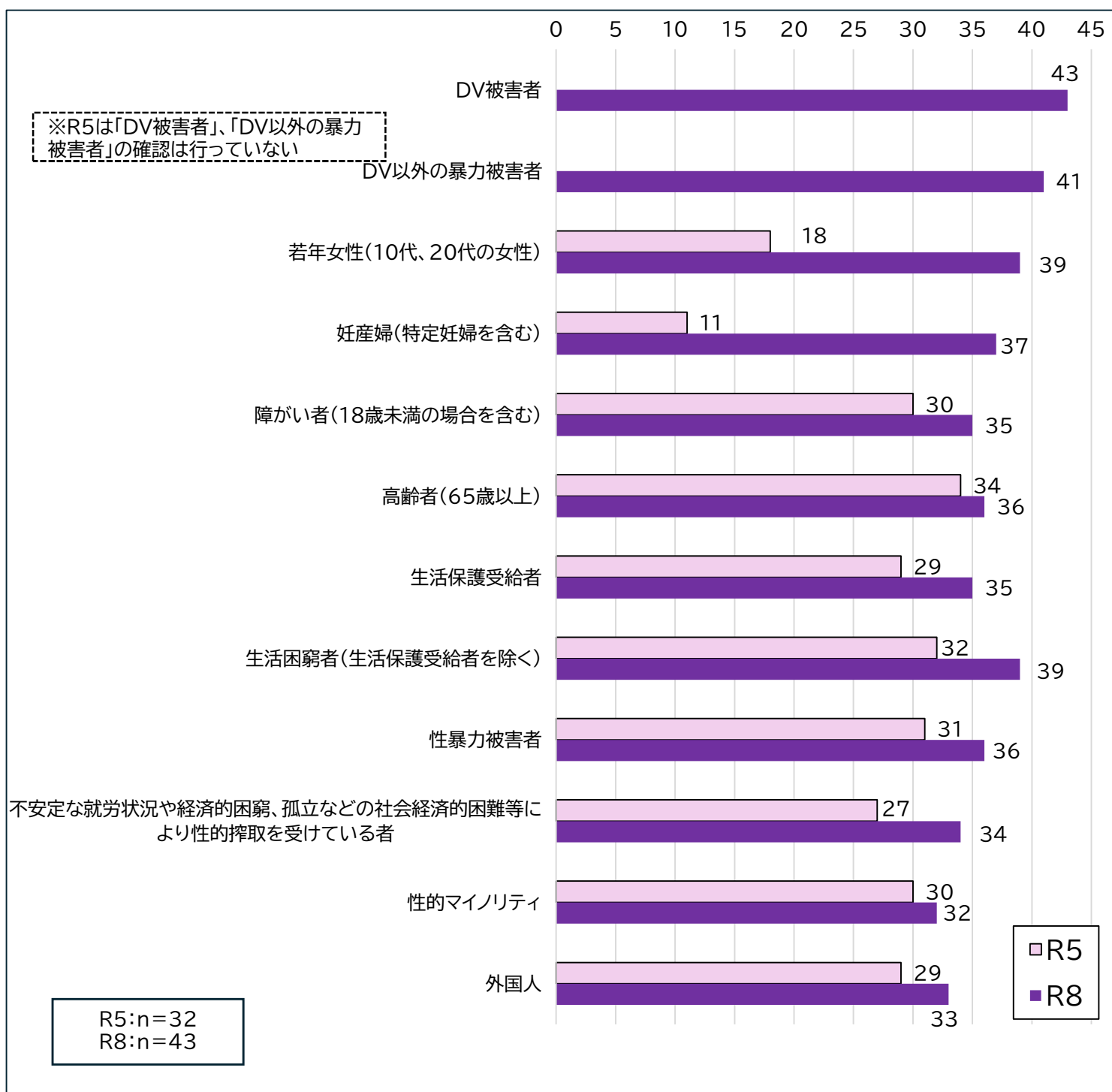


(参考) 支援内容

- ・傾聴カフェ(委託)
- ・パステルアートなどの講座開設
- ・民間支援団体ネットワーク加盟者との連携、委託先による居場所の提供

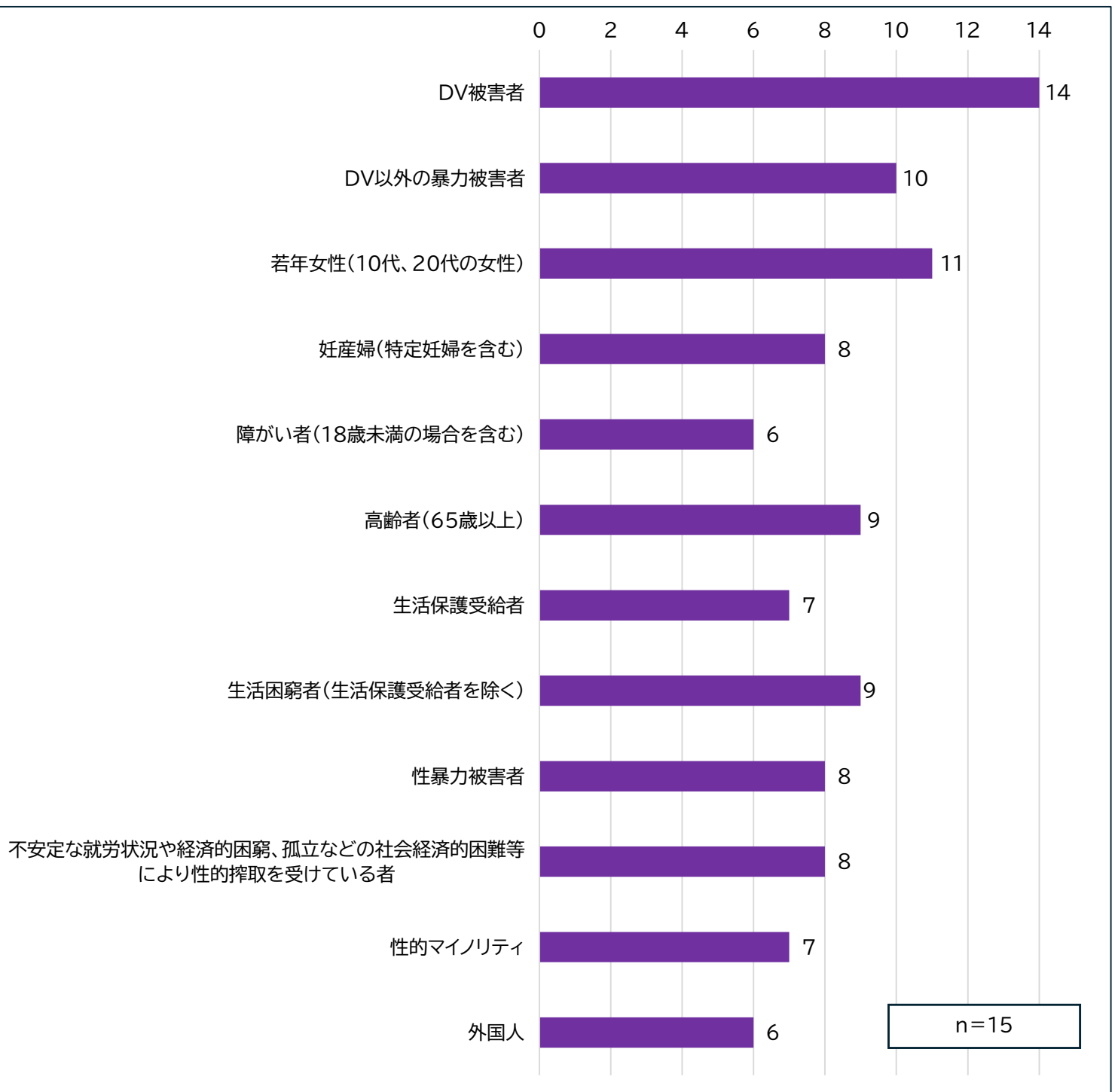
【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (3) 相談支援



【1】 困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (4) 居住支援

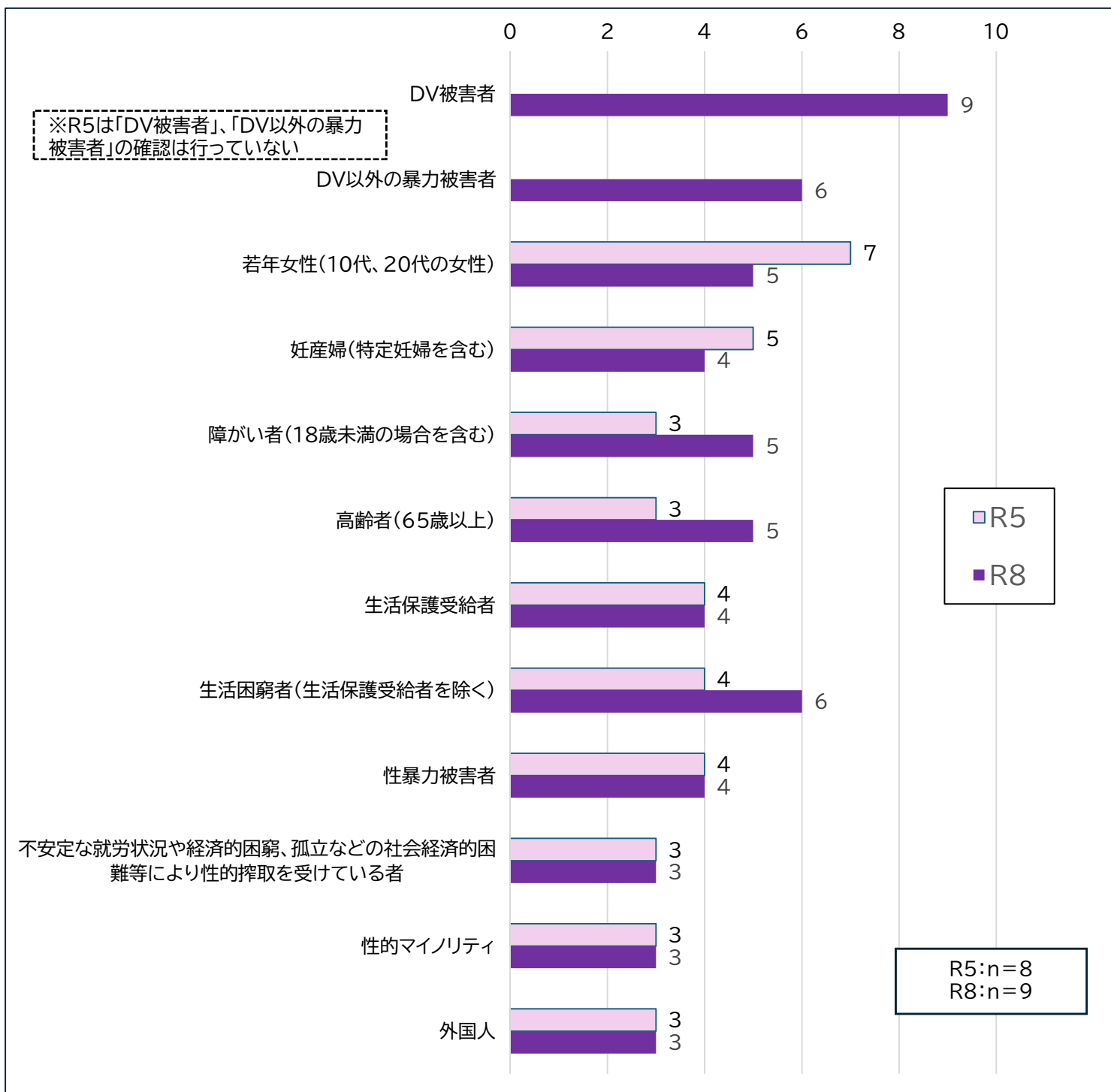


(参考) 支援内容

- ・ 居住支援協議会と連携し、不動産会社の紹介や見積もり徴取
- ・ 民間シェアターとの契約
- ・ 公営住宅の申込を一緒に行う、不動産会社への同行支援
- ・ ステップハウス事業

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (5) 被害回復支援

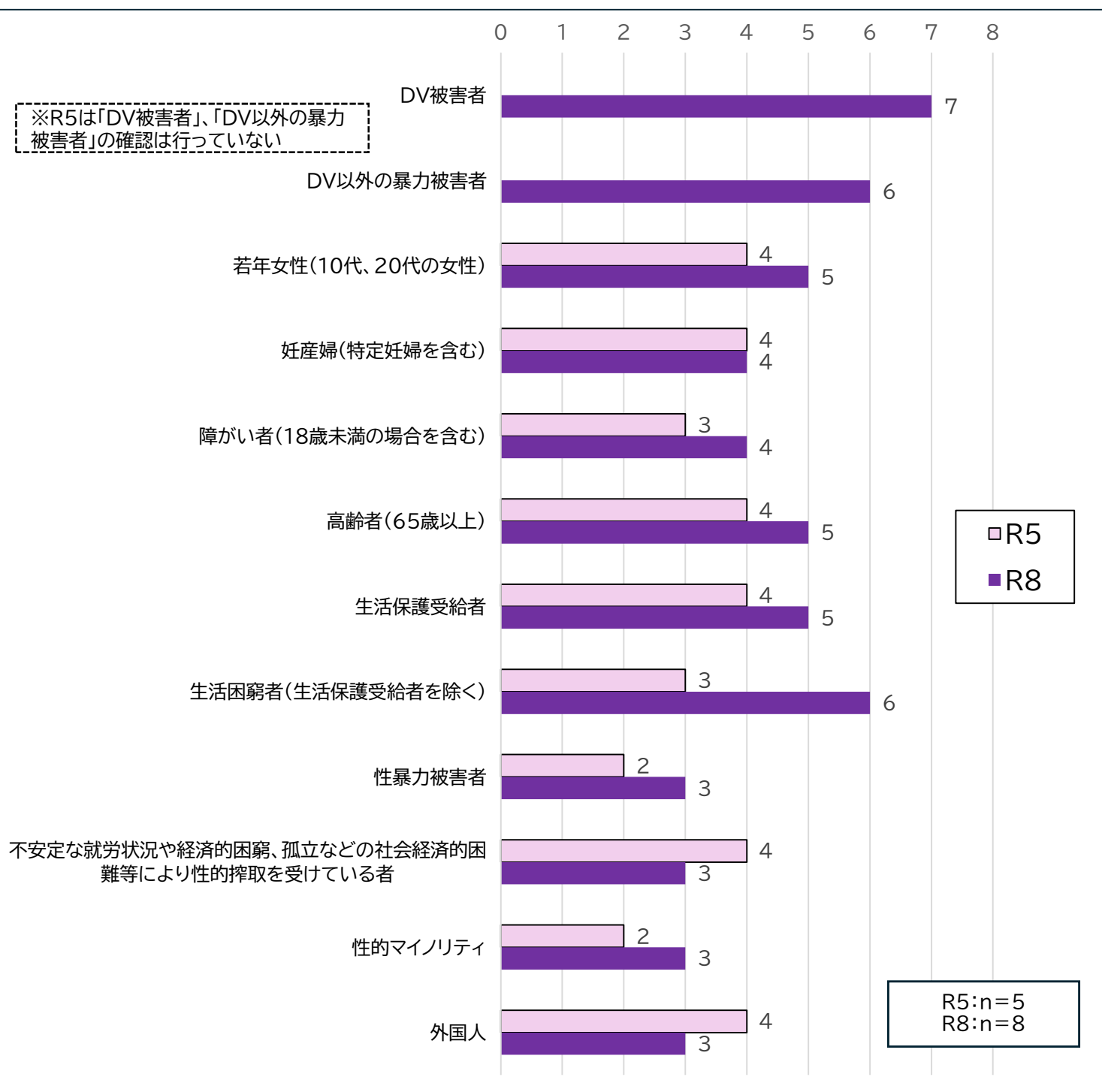


(参考) 支援内容

- ・一時保護等施設職員によるカウンセリング
- ・心理士によるDV被害者の回復プログラム(個人と契約)
- ・犯罪被害者等支援条例制定に基づく対応
- ・民間支援団体ネットワーク加盟者との連携

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (6) 生活の場をともにすることによる支援（日常生活の回復支援）

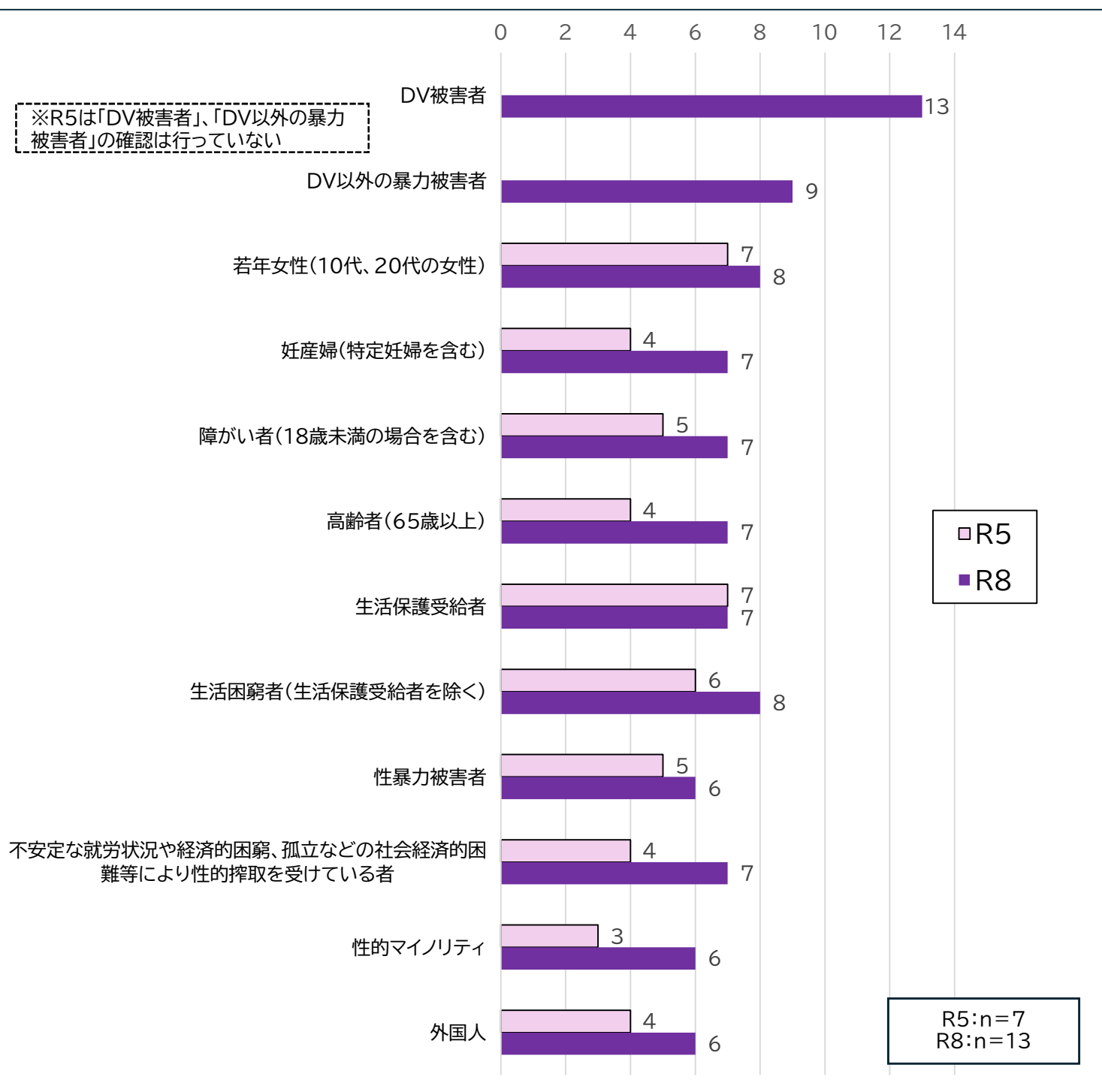


(参考) 支援内容

- ・母子生活支援施設、救護施設等への入所調整
- ・大阪府立女性自立支援センターへの入所調整
- ・高齢、障がい福祉サービス提供主体等との連携
- ・民間支援団体ネットワーク加盟者との連携

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (7) 同伴者等への支援

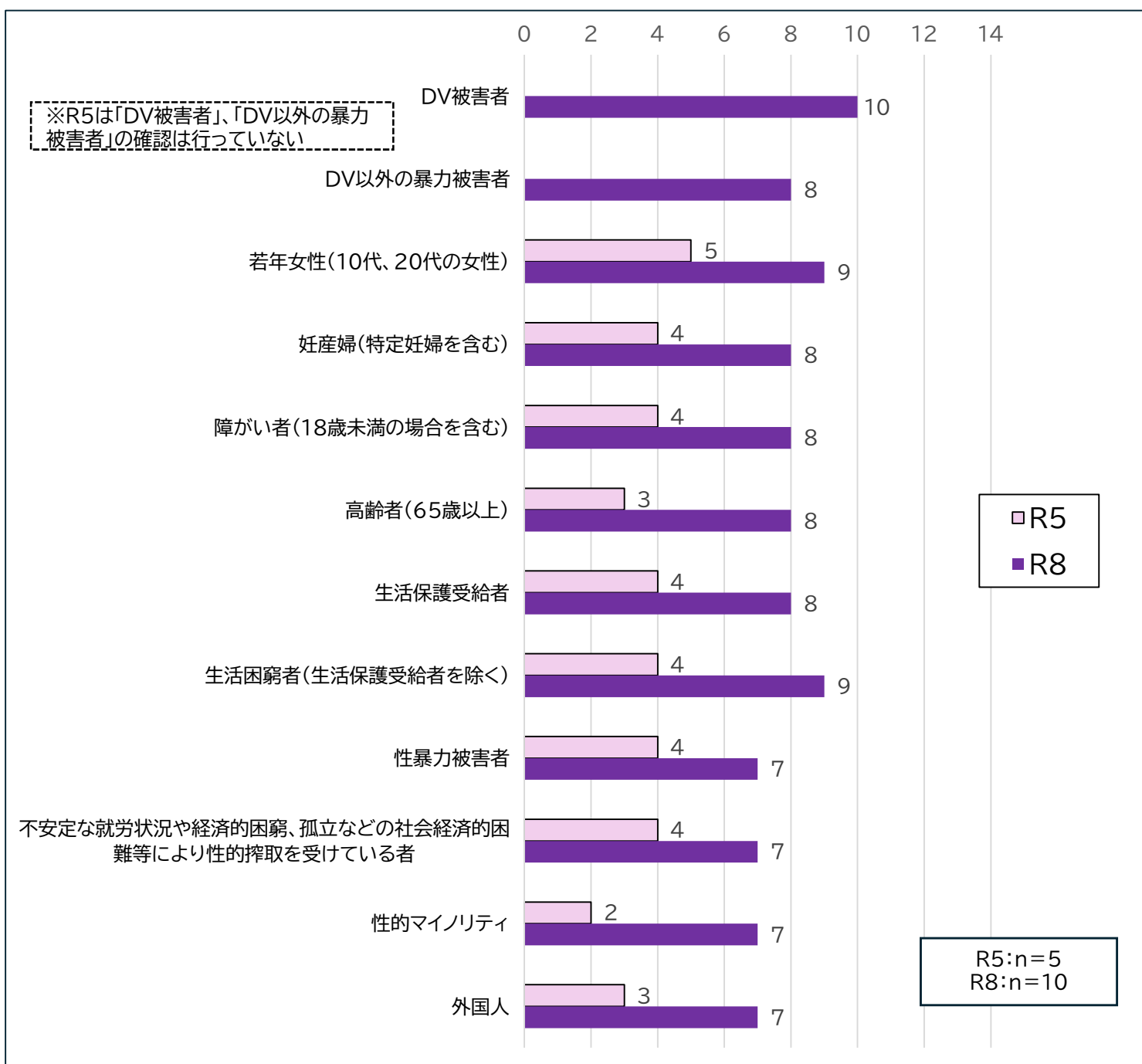


(参考) 支援内容

- ・ 同伴児者を伴う一時保護の依頼
- ・ 同伴児者を伴う各種証明書、必要な手続きの実施
- ・ 児童の保育所等の利用にむけた手続き等の支援に同行
- ・ 民間支援団体ネットワーク加盟者との連携

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (8) 自立支援

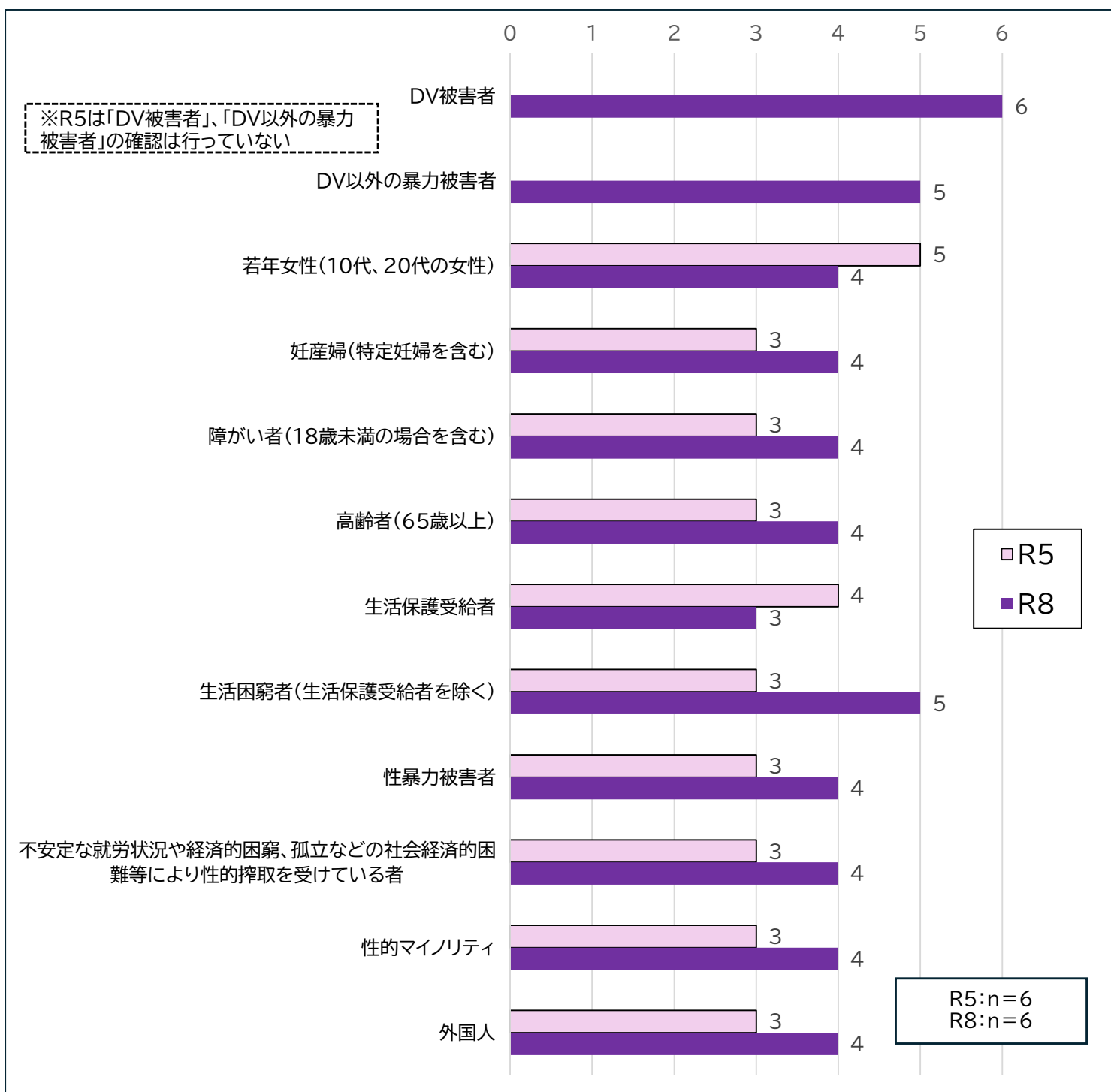


(参考) 事業内容

- ・ ステップハウス事業
- ・ 専門法律相談
- ・ DV被害者への経済的支援(基金を活用した金銭の貸付)
- ・ 一時保護施設を退所後、再度、緊急避難が必要となった方への現金支給(5000円)
- ・ 住基支援措置の意見付与、DV証明書発行
- ・ 女性相談支援員等が、支援対象者のニーズに応じ、関係部署へ繋ぐ等コーディネートの役割、同行支援を担う
- ・ 個別ケース支援調整会議を実施し、支援体制を構築する
- ・ 公営住宅の入居についての情報提供
- ・ 関係部署と連携した就業支援

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (9) アフターケア（施設退所後、地域生活を定着させるための継続的な支援）

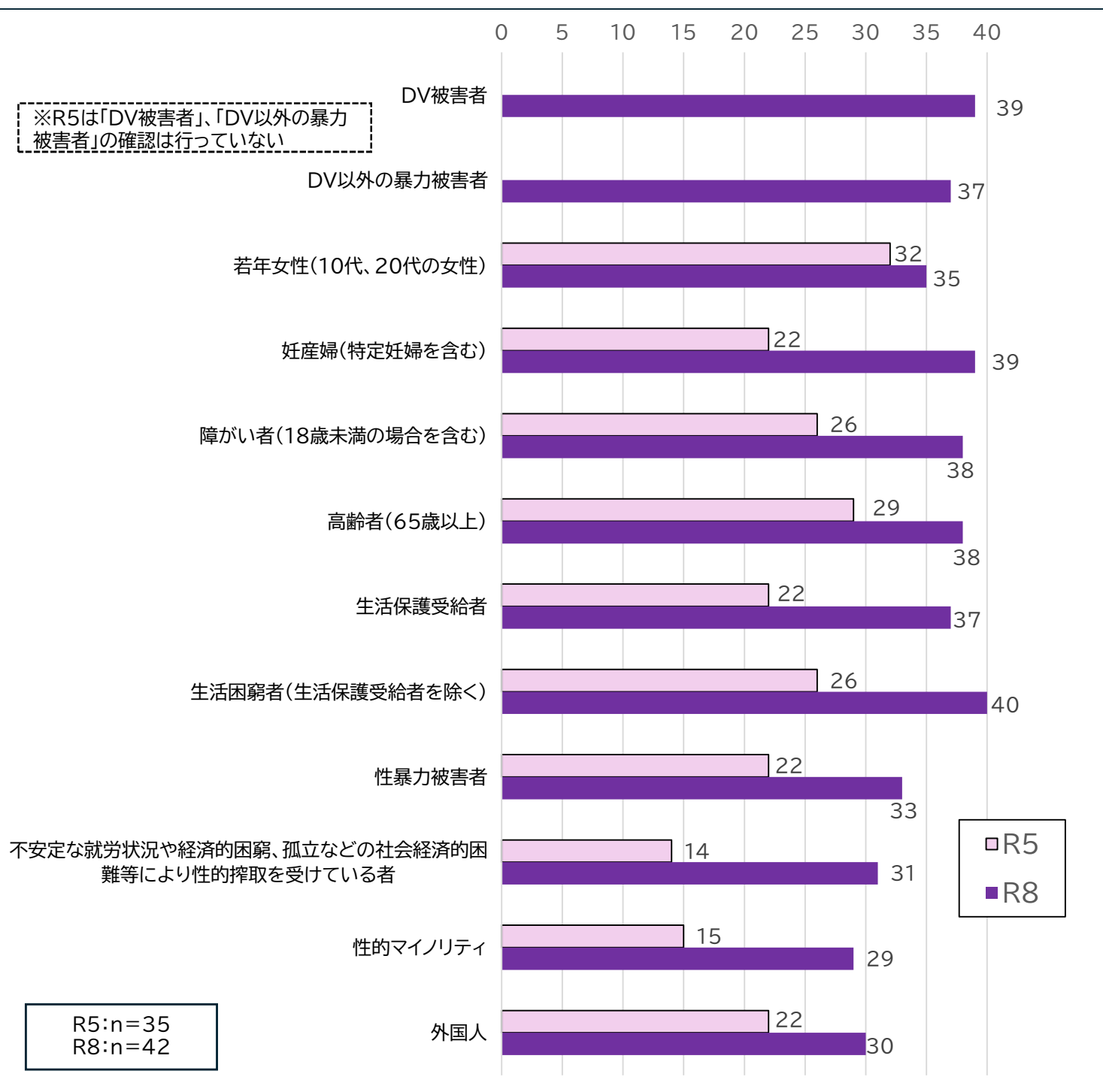


(参考) 事業内容

- ・一時保護施設等退所後、問題解決後のアフターフォロー(民間支援団体が実施する補助事業)
- ・一時避難後、自宅へ戻った方へ、他部署と連携した継続的な見守り
- ・女性相談支援員等による継続的な相談支援の実施

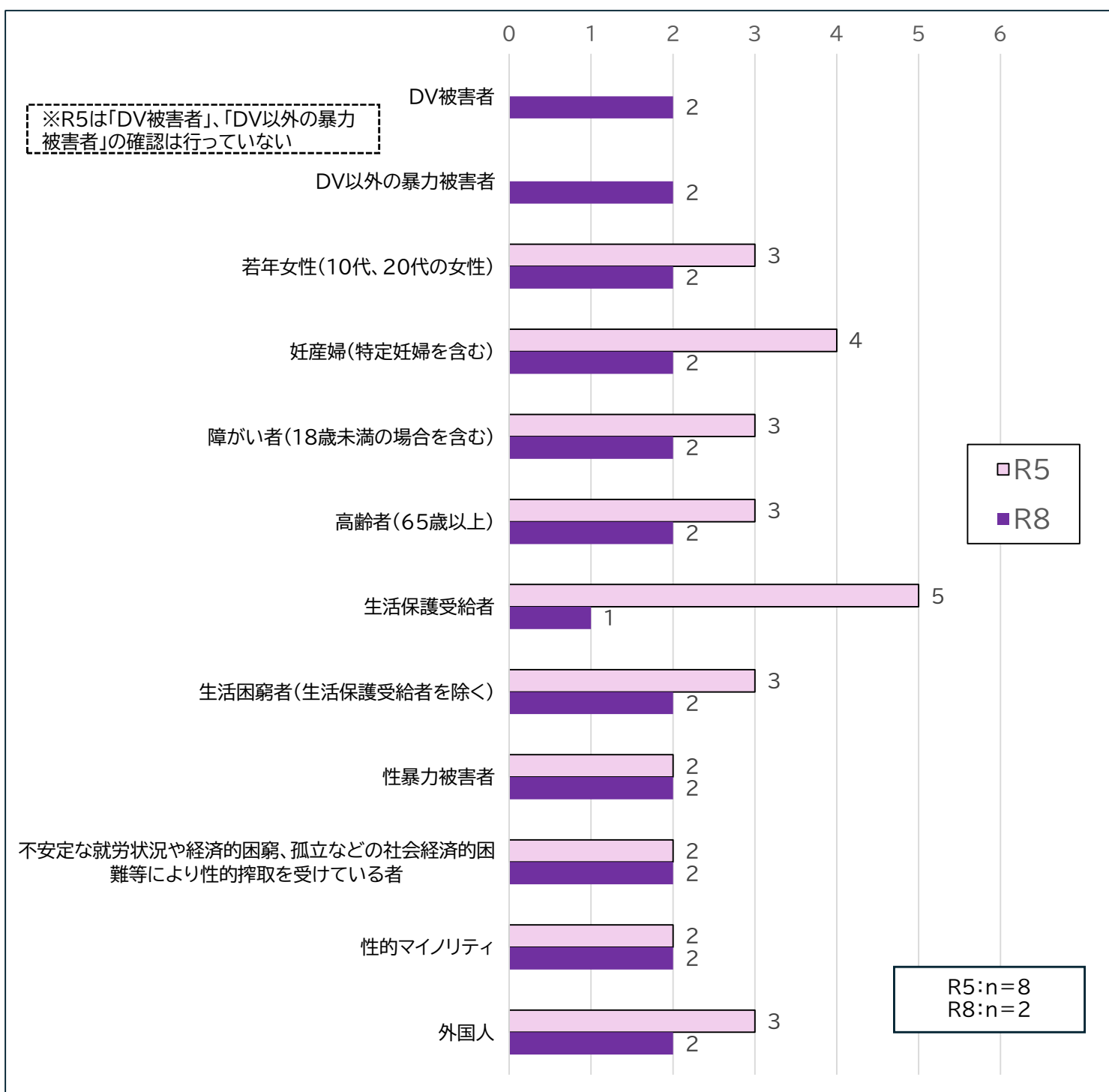
【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
 (10) 他の関係機関・窓口へつないでいる



【1】 困難な問題を抱える女性への支援について

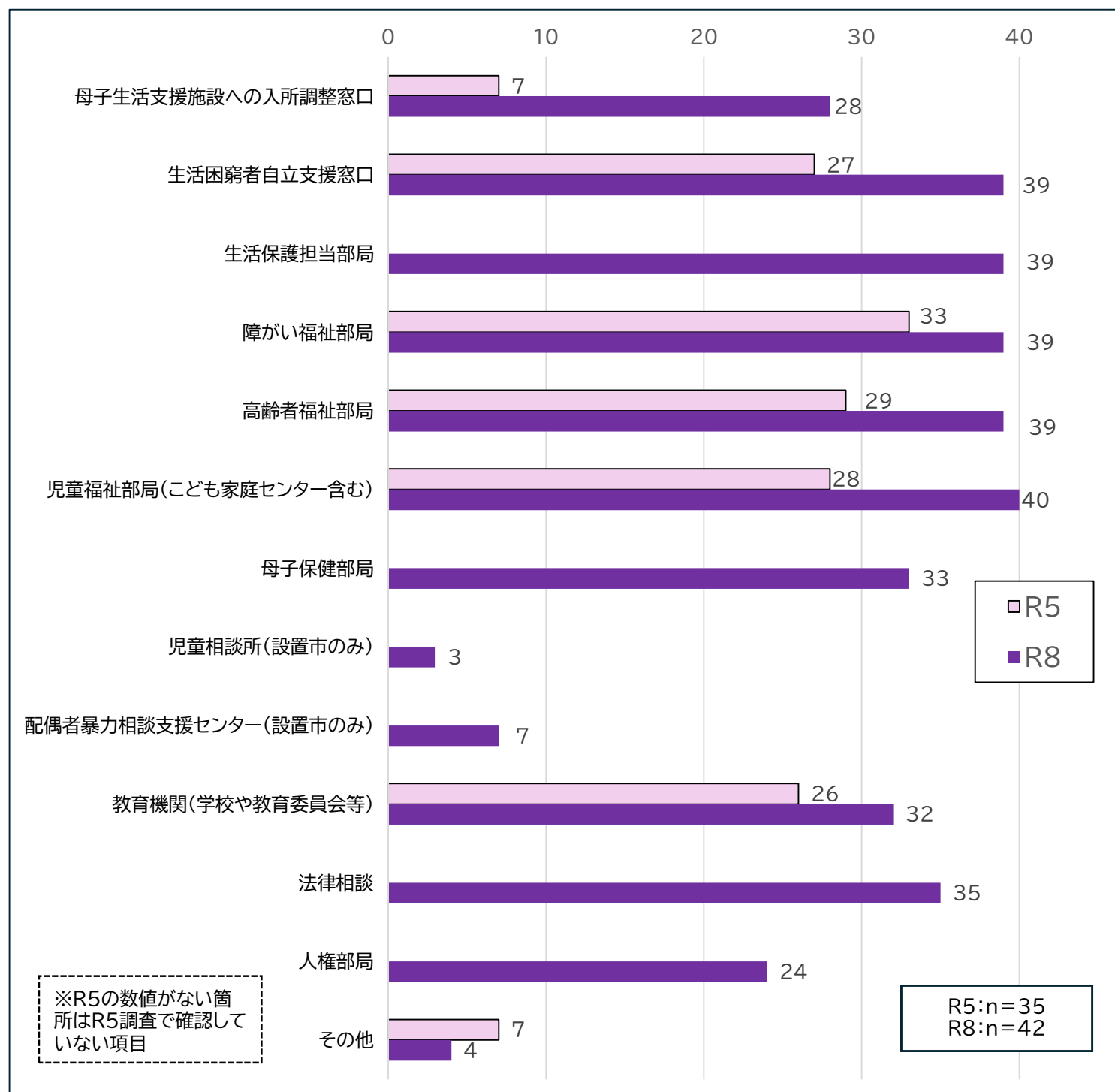
1-2 1-1 困難女性に対するそれぞれの支援対象者について（該当項目すべてを選択）
(11) その他



【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-3 連携している「庁内」の関係機関（複数選択可）

【1-1 困難女性に対する支援として「他の関係機関・窓口へつないでいる」と回答した自治体】



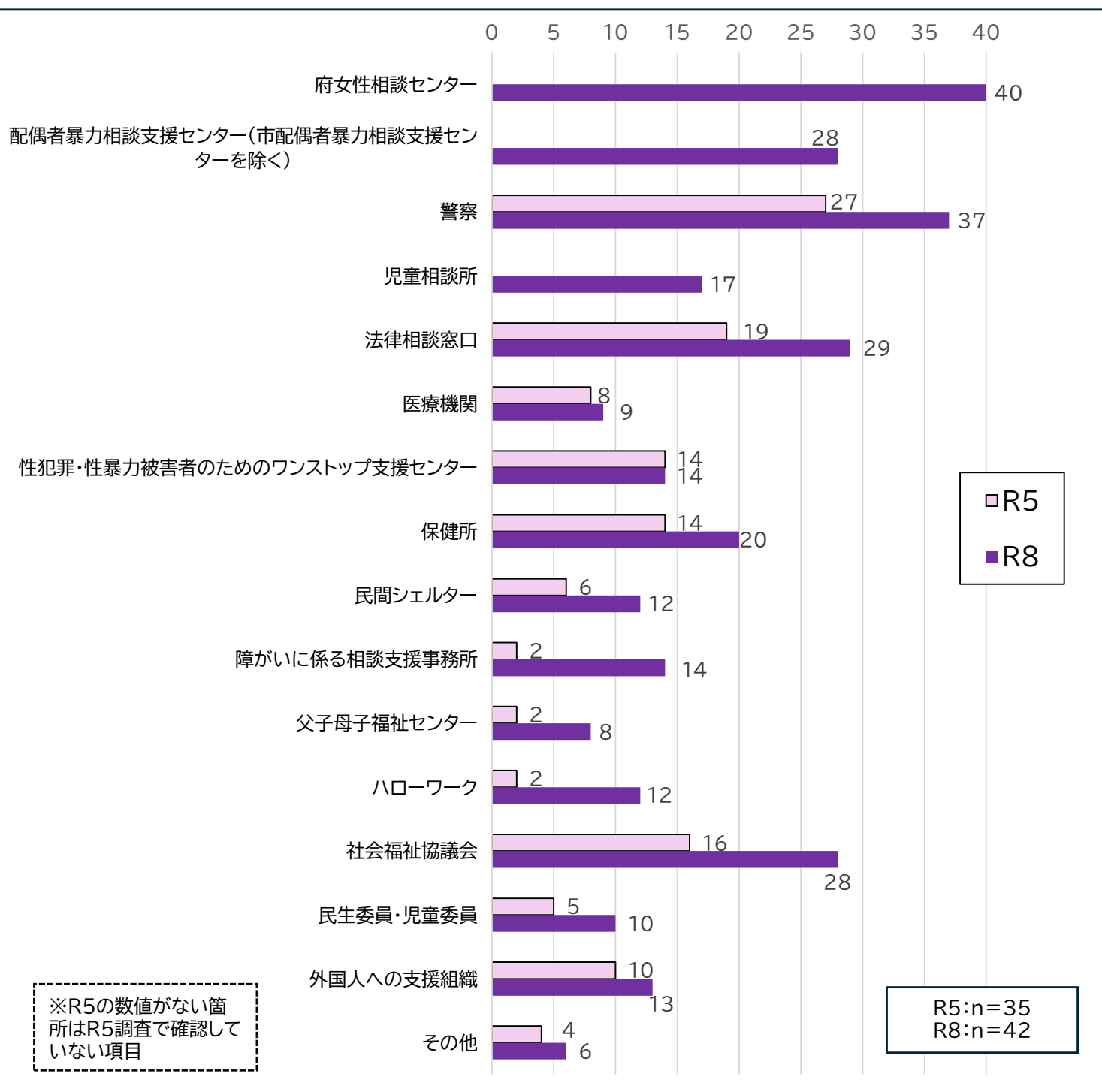
その他内容（R8）

住民情報担当部局、地域保健部局（精神保健福祉含む）、都市整備部局
国民健康保険担当課、保健所、広報広聴課、地域福祉課、生涯学習課 等

【1】 困難な問題を抱える女性への支援について

1-4 連携している「庁外」の関係機関（複数選択可） ※民間支援団体除く

【1-1 困難女性に対する支援として「他の関係機関・窓口へつないでいる」と回答した自治体】



その他内容(R8)

人権相談窓口、地域包括支援センター、認定NPO法人、医師会、人権擁護委員協議会、消防組合、コミュニティソーシャルワーカー

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-5 困難女性が「庁内」の関係部署を経由して、女性相談窓口につながるケースの経由している関係部署とその内容（自由記述）

住民担当部署	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	3
住基支援措置意見付与の依頼	6
DV担当部署	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
親族間暴力被害女性にかかる相談支援、一時保護等の依頼	1
性暴力被害女性にかかる相談支援等の依頼	1
生活保護・生活困窮者関連担当部署	
一時保護検討の依頼	16
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	7
障がい福祉担当部署	
一時保護検討の依頼	8
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	4
DV(虐待)被害の情報提供	2
面談同席の依頼	1
高齢・介護担当部署	
一時保護検討の依頼	6
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	5
面談への同席依頼	1
DV(虐待)被害の情報提供	1
母子保健担当部署	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	4
一時保護検討の依頼	1
児童福祉担当部署	
一時保護検討の依頼	16
DV被害の情報提供	1
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	21
児童福祉担当部署と連携した自立支援の依頼	1
児童虐待調査のための問い合わせ	1

福祉総務担当部署	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	2
一時保護検討の依頼	3
総合相談窓口関連部署	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	2
一時保護検討の依頼	1
消費生活センター	
DV被害の情報提供	1
広報広聴担当部署	
一時保護検討の依頼	1
保険年金担当部署	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

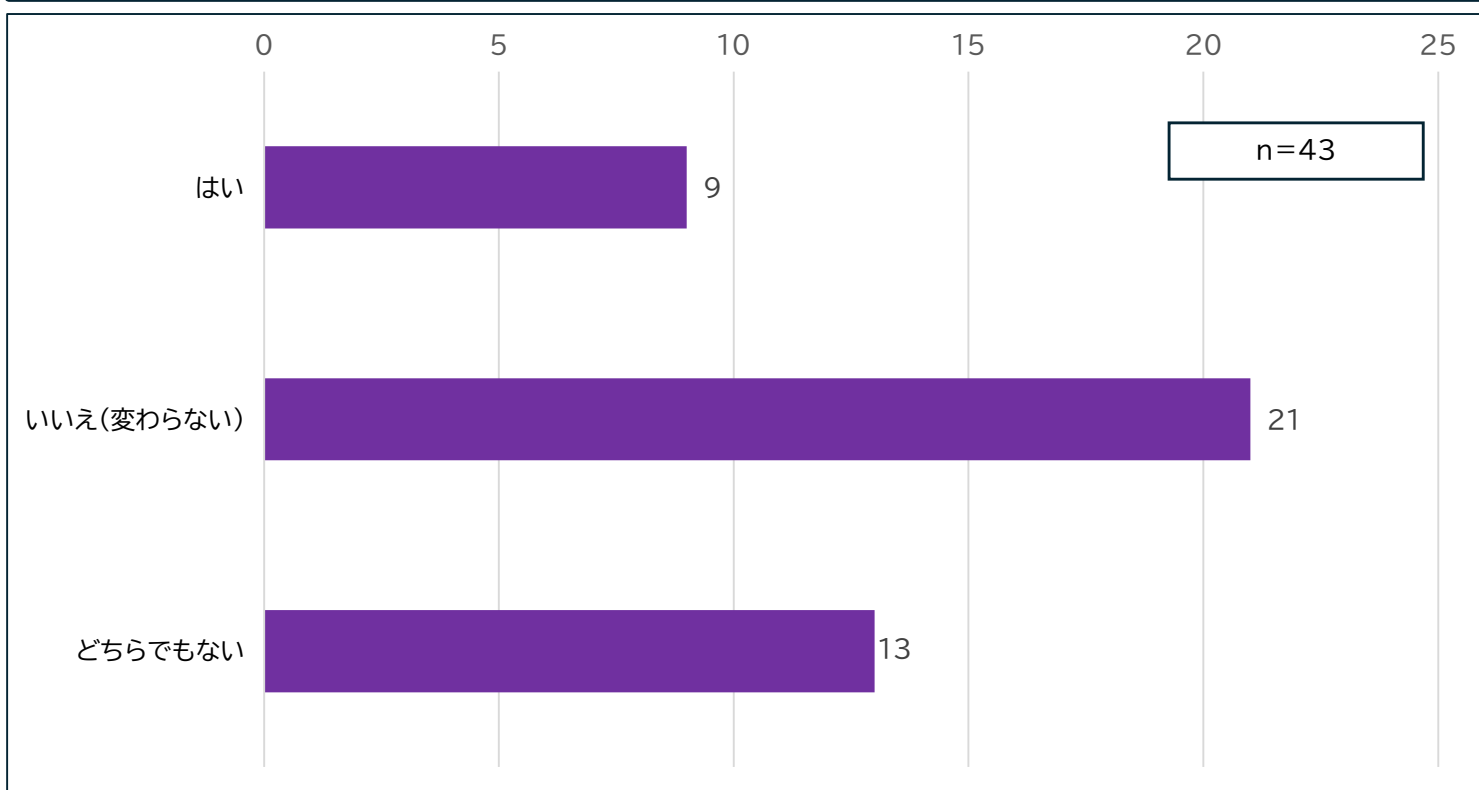
1-6 困難女性が「庁外」の関係機関を経由して、女性相談窓口につながるケースの経由している関係機関とその内容（自由記述）

女性相談支援センター（大阪府、他府県も含む）	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	3
一時保護施設退所後の転入調整	4
相談電話の情報提供	1
男女共同参画センター	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
一時保護検討の依頼	1
配偶者暴力相談支援センター	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
情報提供	1
児童相談所	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	3
一時保護検討の依頼	1
一時保護施設退所後の転入調整	1
住民基本台帳事務における支援措置	1
他府県、他市町村の女性相談支援員等	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	3
一時保護検討の依頼	1
警察署	
一時保護検討の依頼	18
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	6
民間支援団体	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	2
一時保護検討の依頼	1
自立支援相談機関	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	2
障がい者施設	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
一時保護検討の依頼	1
地域包括支援センター	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	2
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンター	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	3

社会福祉協議会	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	8
一時保護検討の依頼	5
人権協会・人権文化センター	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	2
民生委員	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
若者サポートセンター	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
就労支援事務所	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
保健所	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
消防署	
情報提供	1
ハローワーク	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
法律相談窓口	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
生活困窮者自立支援機関	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	1
一時保護検討の依頼	1
医療機関	
女性相談窓口の支援が受けられないかの相談	3
一時保護検討の依頼	2

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-7 女性支援法の施行後、「庁内」の関係部署との連携のしやすさ

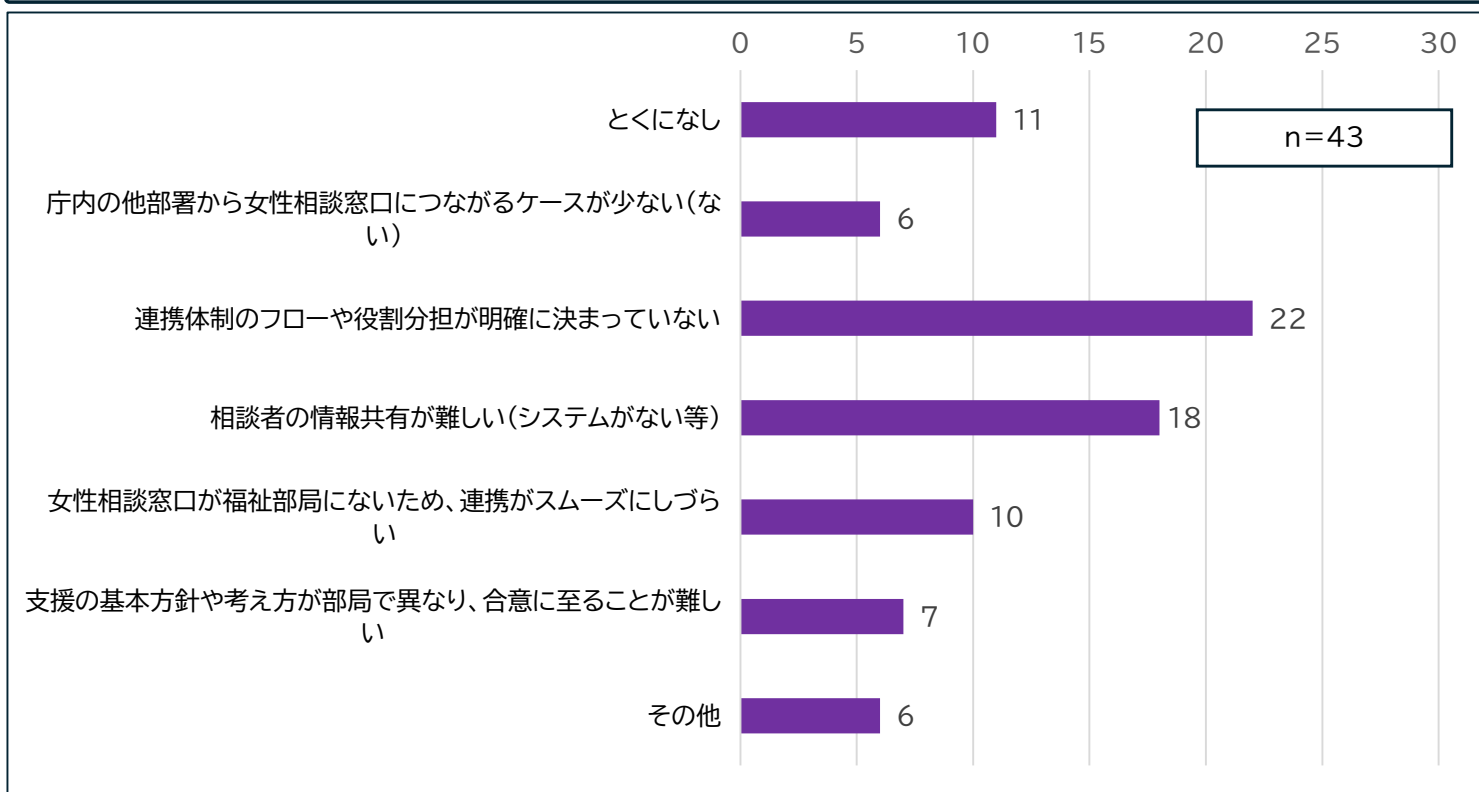


1-8 女性支援法施行後、「庁内」の関係部署と連携しやすくなった点（自由記述） 【1-7 庁内関係部署との連携のしやすさで「はい」と回答した自治体】

支援調整会議を設置したことにより、関係各課との情報交換がしやすくなった	3
要保護児童対策地域協議会の構成員となり、関係各課との情報交換がしやすくなった	2
困難な問題を抱える女性の窓口として庁内に認識されるようになり、連絡依頼が増えた	2
制度と制度の狭間の人を関係部署との連携により支援することが可能となった	1
一旦女性相談支援員が相談を聞きながら課題を整理し、その後、専門部署につなぐというフローが固定された	1
DV以外の女性支援法に係る相談に対応しやすくなった	1
女性相談支援員を新たに配置し、庁内連携の強化につながった	1

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-9 女性支援法施行後、「庁内」の他部署との連携における課題や改善点（複数選択可）

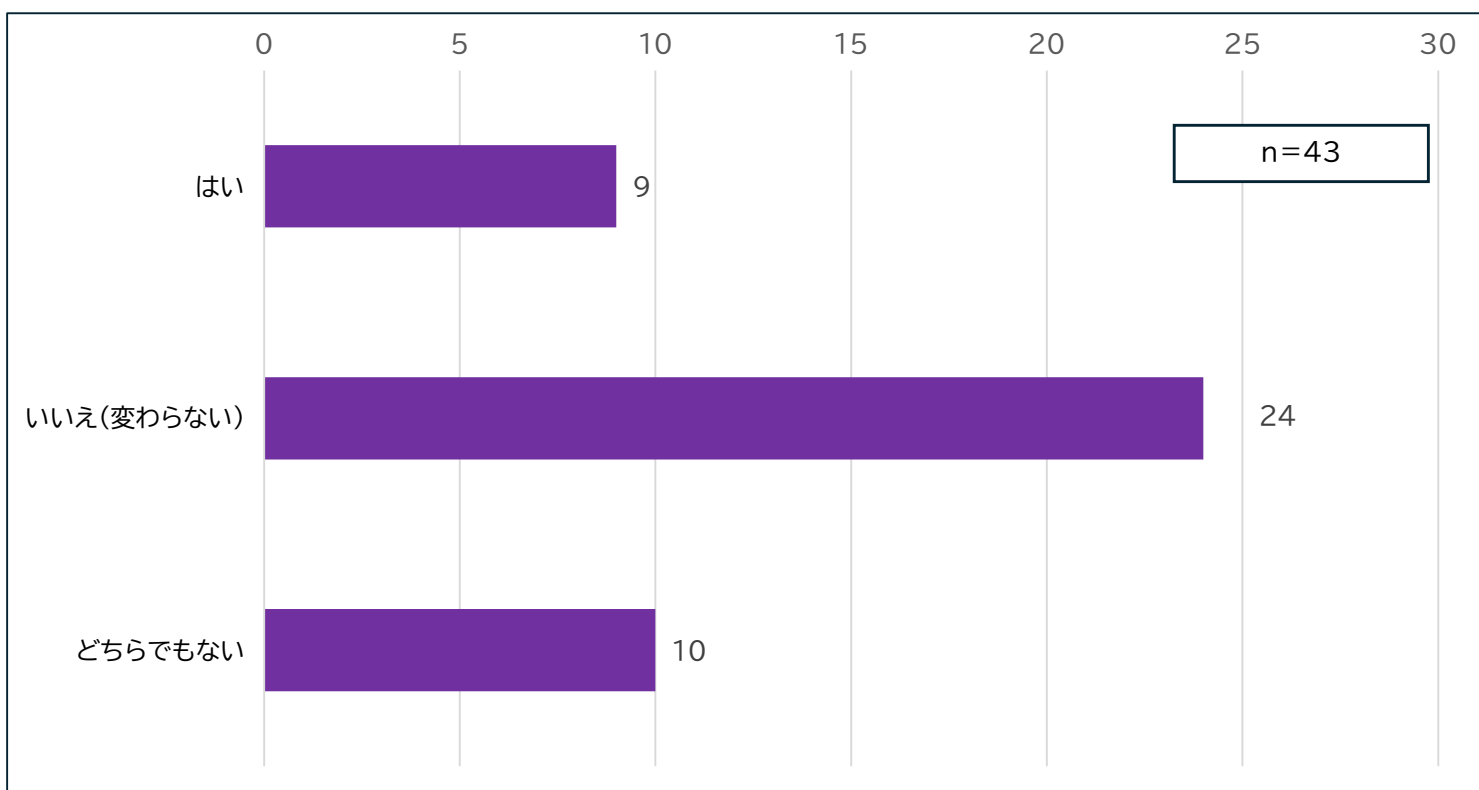


その他内容

- ・支援対象者が高齢者等の場合、緊急一時保護等の実施主体を決定するにあたり協議が難航する
- ・本庁と女性相談窓口の建物が違い、距離が離れているため迅速な連携がづらい
- ・困難な問題を抱える女性で高齢者等の場合の連携方法
- ・一時保護の基準が高齢者・障がい者等で異なり、相談者がたらい回しになってしまうことがある
- ・支援実施の担当課が「別課の所管」と整理され変更となった場合、前担当者がすぐに関与をやめてしまい、新旧の担当課の間で支援が途切れるおそれがある。担当の切り替え時には、一定期間は前の課も経過を見守るなど、円滑な引き継ぎができる体制が望ましい

【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-10 女性支援法の施行後、「庁外」の関係機関（女性相談センター、医療機関、警察等）との連携が進んだか



1-11 女性支援法の施行後、「庁外」の関係機関と連携しやすくなった点（自由記述）
【1-10「庁外」の関係機関との連携が進んだかで「はい」と回答した自治体】

大阪府女性相談センターの個別ケース検討会議により、ケースの詳細が把握でき、支援の手助けとなっている	2
制度と制度の狭間の人を関係機関との連携により支援することが可能となった	1
民間団体との連携が増えた	1
学校関係者との連携が増えた	1
他市町村においても女性相談支援員の配置が進み、研修等を通じて情報共有や相談をしやすくなった	1
大阪府女性相談センターとの連携が密になった	1
要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の出席依頼が増え、引継ぎがしやすくなった	1
一時保護の相談から移送までの手続きがスムーズになった	1
ケースに応じて、庁外のどの機関と連携するべきか整理できた	1
支援調整会議設置要綱を定めたことにより、必要に応じて参加を求められるようになった	1

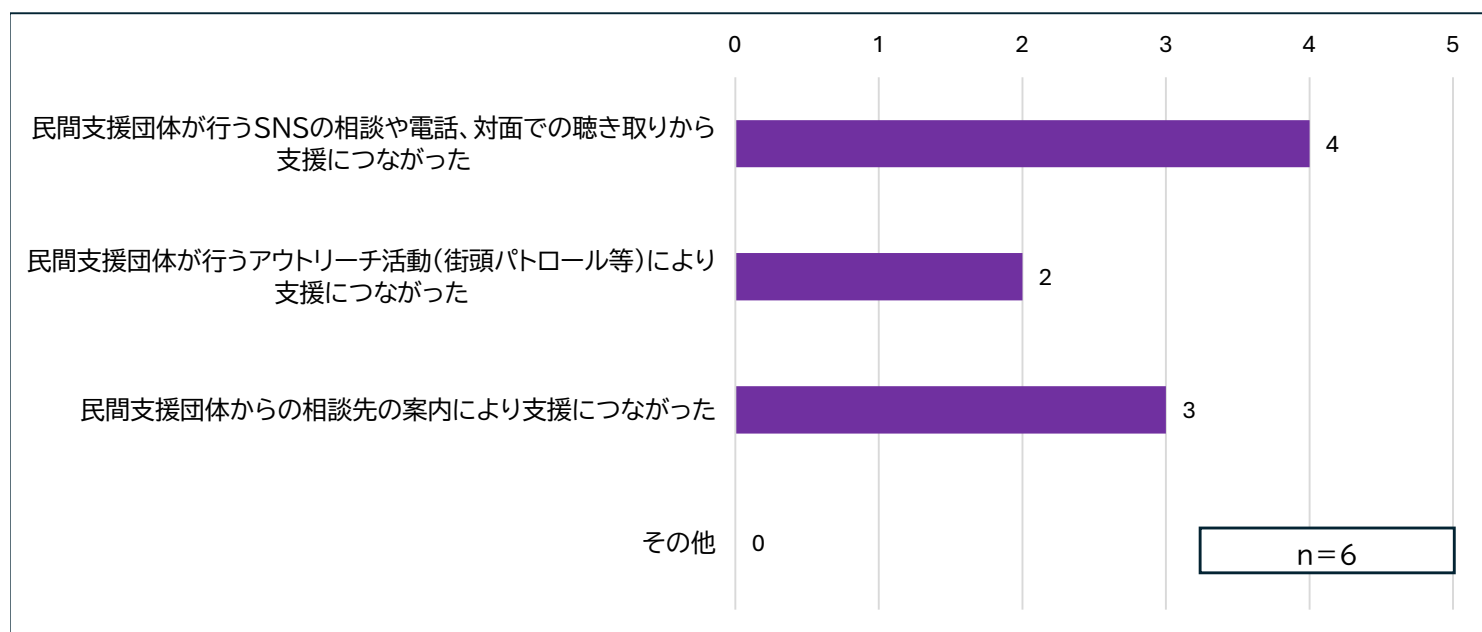
【1】困難な問題を抱える女性への支援について

1-12 「庁外」の関係機関（女性相談センター、医療機関、警察等）との連携における課題や改善点（自由記述）

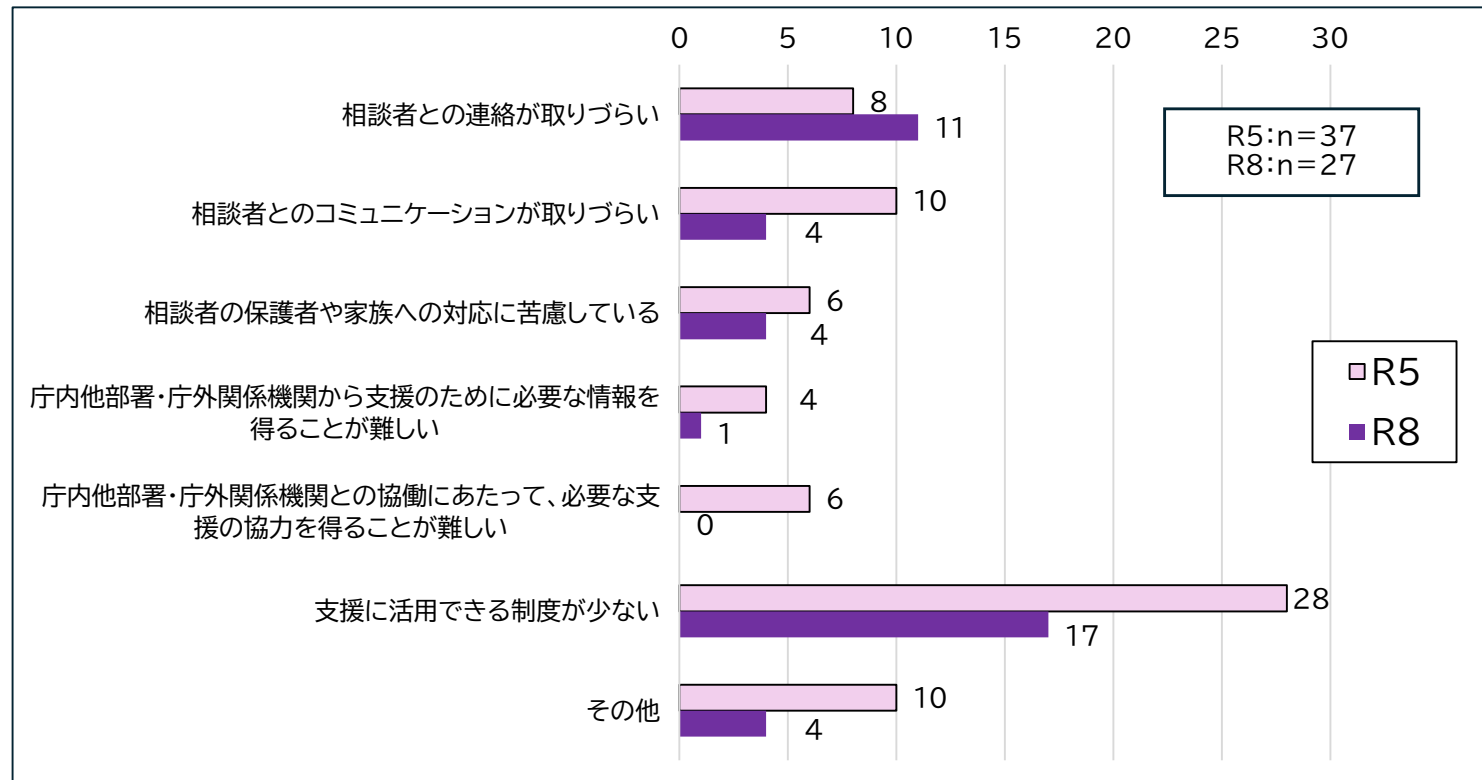
警察署との連携	9
各関係機関に役割や活動内容が理解されていないこと	4
大阪府子ども家庭センターとの連携	2
一時保護の可否について、大阪府女性相談センターの判断を要するため、相談者及び職員の長時間対応が必要になること	2
大阪府女性相談センターの一時保護の対象の拡大	1
システムがないため、相談者の情報共有が難しい	1
各関係機関との役割分担が明確に決まっていない	1
一時保護で加害者から被害者のことについて問い合わせがあった際の対応の共通認識を関係機関で持つておくこと	1
小規模自治体のため、関係機関とのノウハウの積み上げの差を感じる	1

【2】若年女性について

2-1 若年女性（10代、20代）への支援において、民間支援団体からの紹介で支援につながったケース（複数選択可）



2-2 若年女性（10代、20代）への支援における課題（複数選択可）

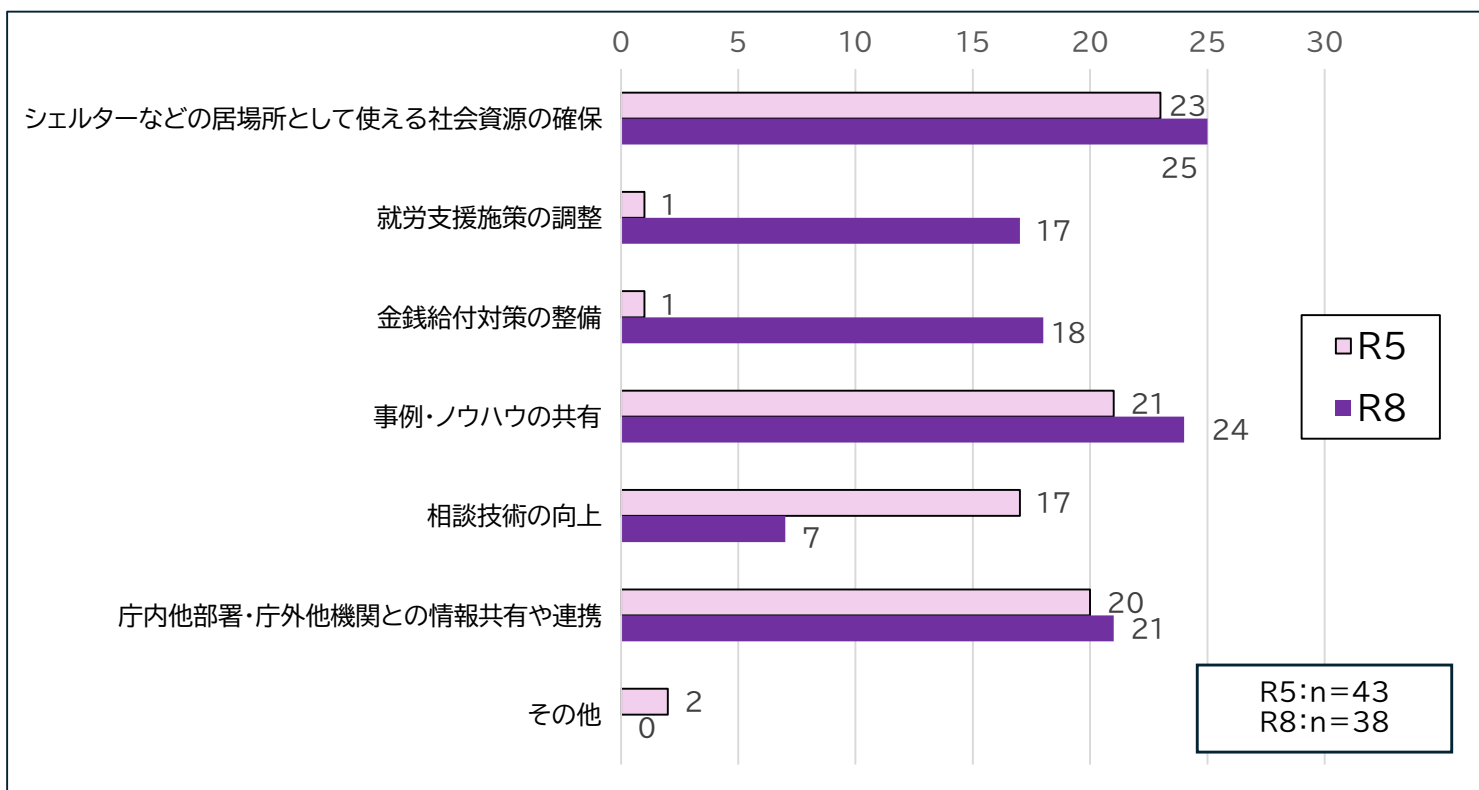


その他内容(R8)

- ・学業の継続
- ・支援措置を伴うことで、親族との繋がりが無くなり、精神的な孤立に繋がる
- ・相談者が離婚等にかかる一連の手続きを一人で行うことが難しく、同行者が必要なケースがあった

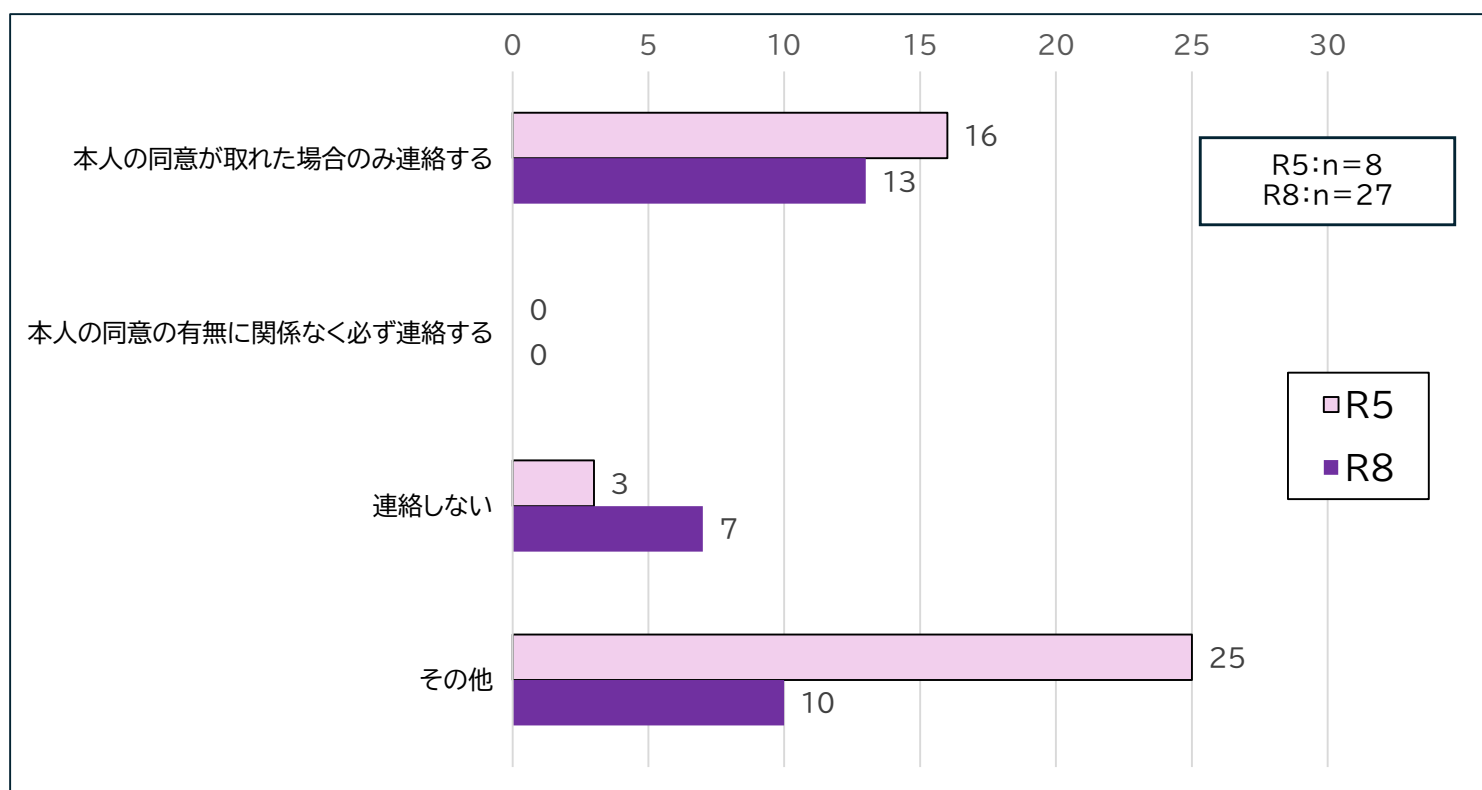
【2】若年女性について

2-3 若年女性（10代、20代）への支援における今後改善に必要なこと（複数選択可）



【2】若年女性について

2-4 18歳未満の方から相談があった場合の支援の開始や庁内他部署・庁外関係機関との連携における保護者への連絡について（複数選択可）



その他内容(R 8)

- ・児童福祉担当課、児童相談所と連携して対応している
- ・児童福祉担当課へ繋ぎ、支援を依頼しているため、人権政策室から保護者へ連絡することはない
- ・相談内容や本人の状況を踏まえ、個別に判断する
- ・原則として児童福祉主管課を案内し、必要に応じて連携して対応
- ・引率者（学校）の判断に委ねている

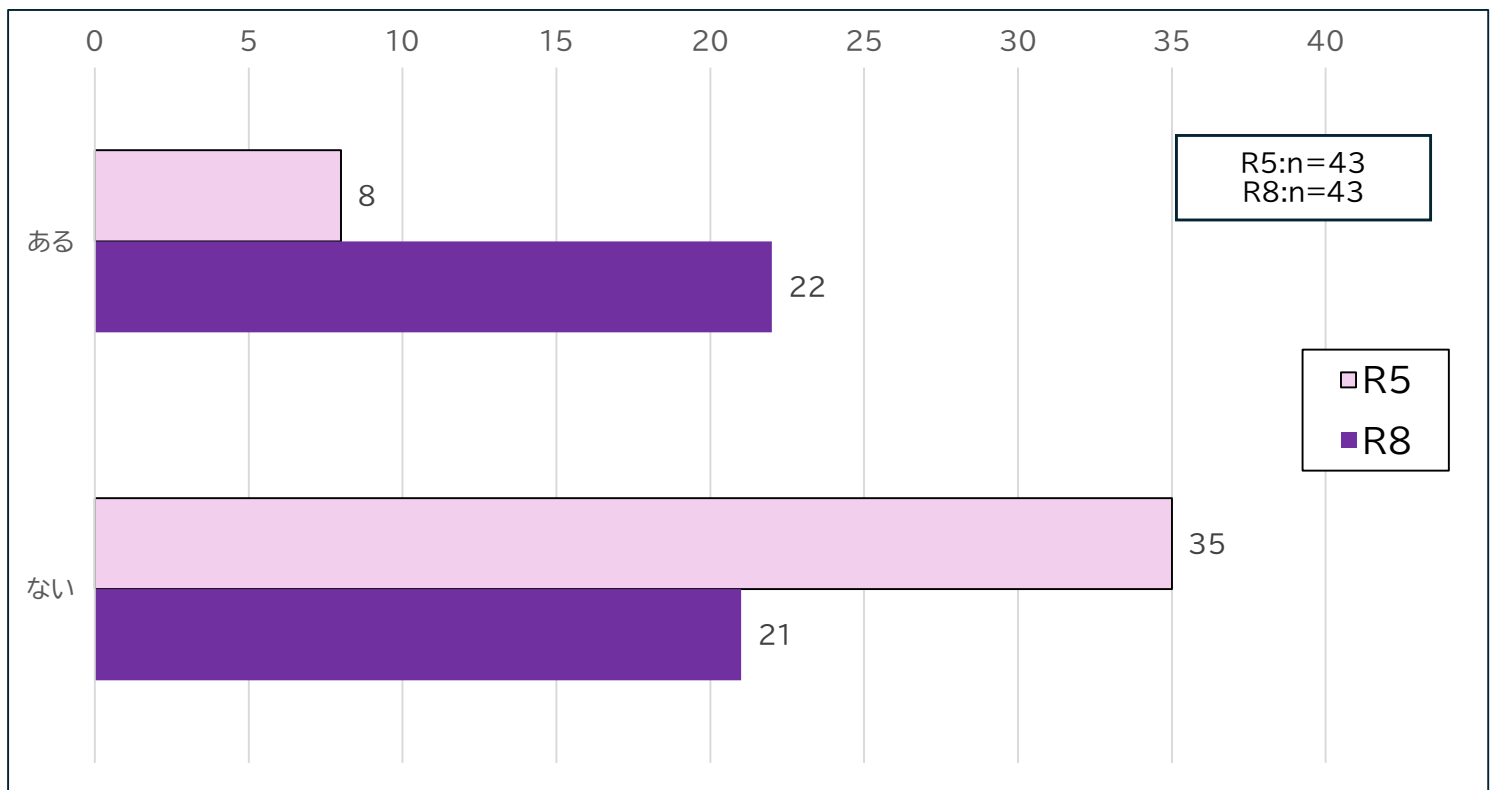
【2】若年女性について

2-5 18歳未満の方の支援する際の特有の課題（自由記述）

保護者の同意なく利用できる社会資源が少ない(生活保護の受給や住宅設定が難しいなど)	4
保護者への共有を望まない場合、問題への実質的なアプローチが難しい	1
保護者の扶養に入っていることで、必要な社会資源に繋ぐことができない	1
本人ひとりでも気軽に相談できる窓口と印象付ける工夫が必要	2
母親と別の場所で保護されている場合、支援が難しい	1
学校の問題(親が費用負担しているため完全に避難ができない、退学を検討しなければならない)	1
児童担当課との円滑な連携、情報共有が必要	1
支援者と相談者の世代間ギャップ	1
学校を経由して繋がったが、本人が危機感を感じていない	1

【3】民間支援団体との連携について

3-1 困難女性への支援において、連携している民間支援団体の有無



【3】民間支援団体との連携について

3-2 連携先の民間支援団体の支援内容（①～⑨）

【3-1 困難女性への支援において、連携している民間支援団体が「ある」と回答した自治体】

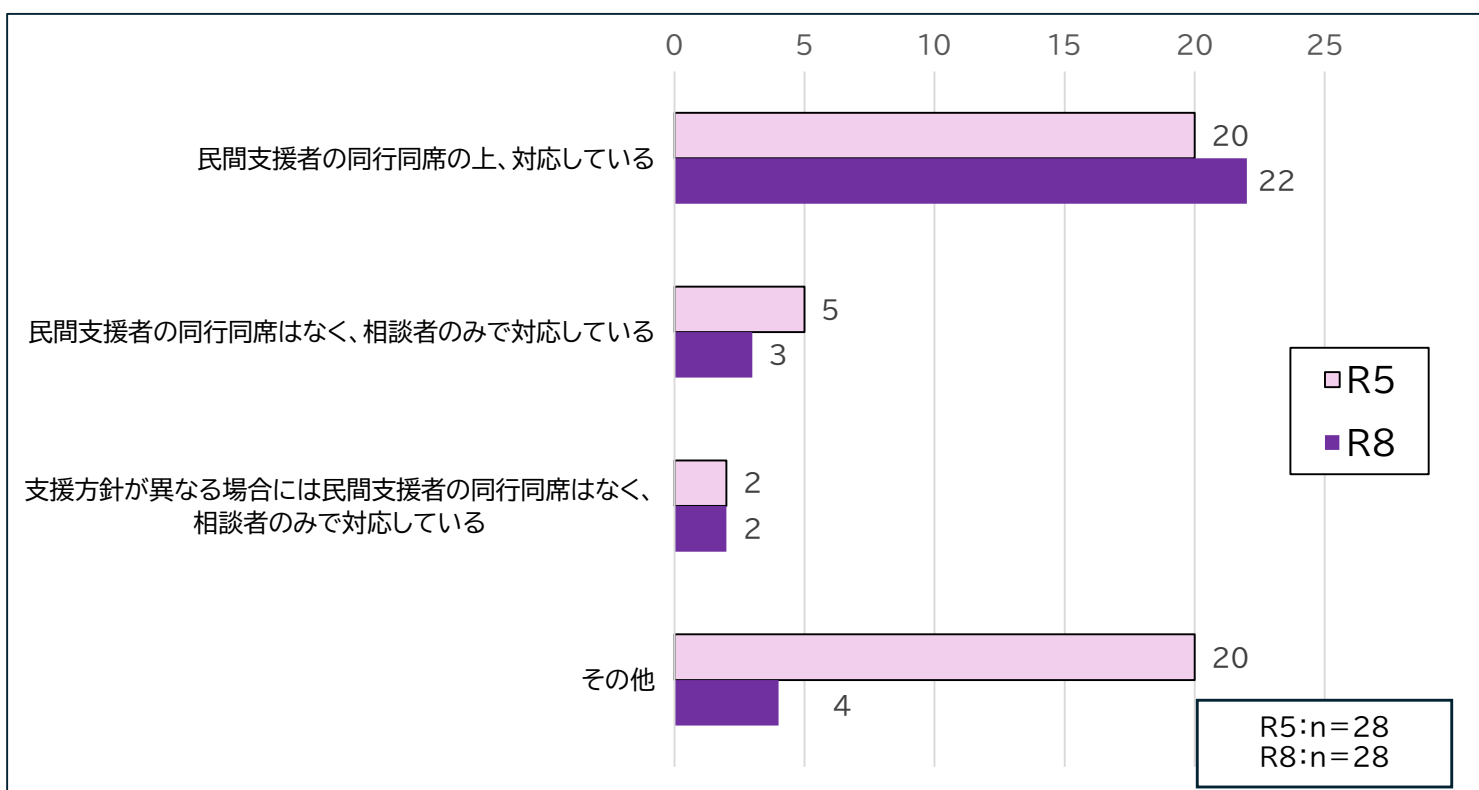
①アウトリーチ等による早期把握	3
②居場所の提供	9
③相談支援	19
④被害回復支援	5
⑤生活の場をともにすることによる支援	3
⑥同伴者等への支援	3
⑦自立支援	6
⑧アフターケア(施設退所後、地域生活を定着させるための継続的な支援)	4
⑨その他	5

その他内容(R8)

- ・支援者に対する支援力向上のための支援
- ・一時保護委託施設、シェルター提供
- ・DV等避難者の居住先の支援やその避難者の就労支援
- ・避難者の場所の提供、フードバンクとのつなぎ

【3】民間支援団体との連携について

3-3 民間支援者の同行同席を相談者が希望している場合の対応（複数選択可）

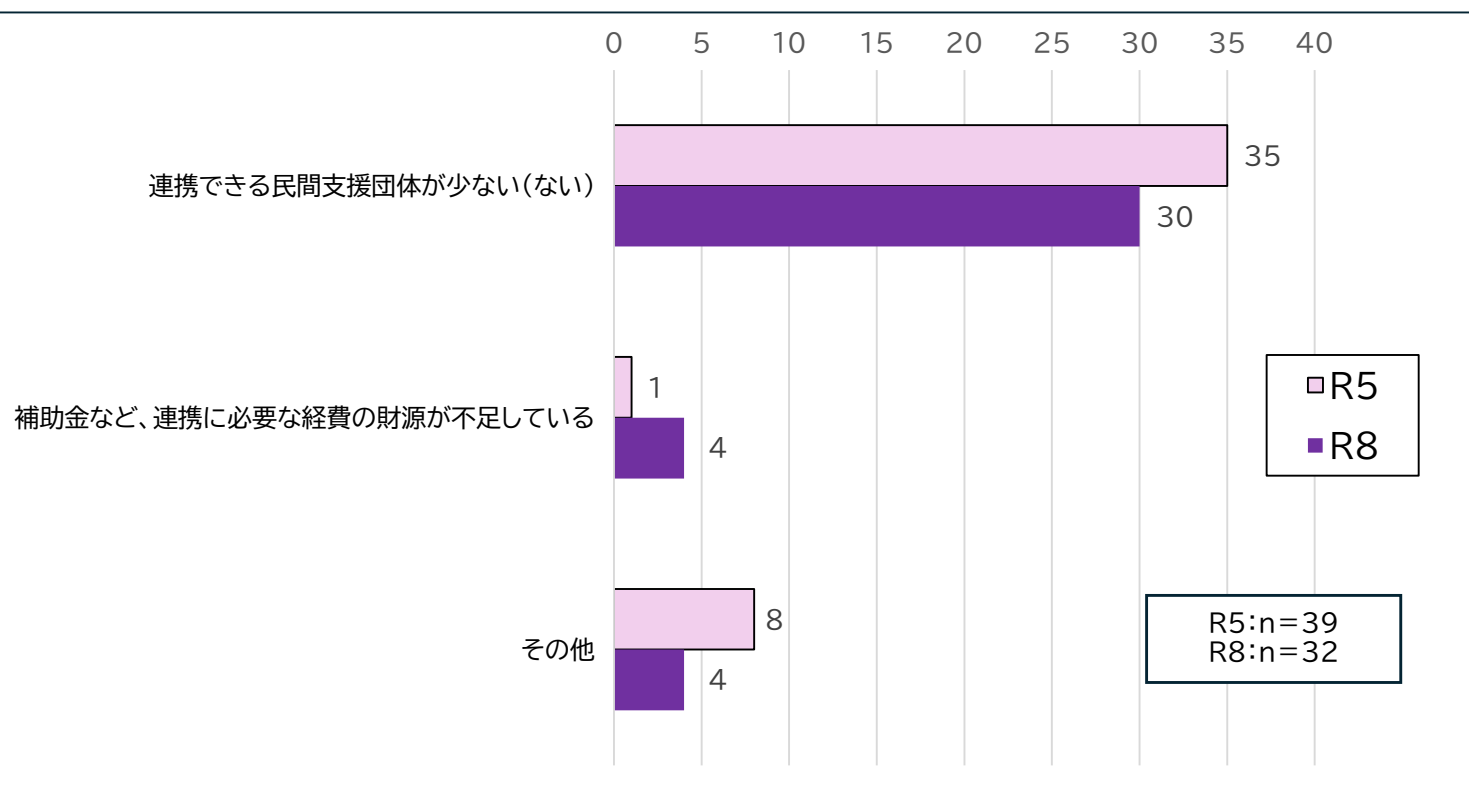


その他内容(R8)

- ・相談内容や本人の状況を踏まえ、個別に判断する
- ・当事者の希望や支援計画により判断
- ・最初は必ず相談者のみで対応し、同席しても良いかを確認のうえ同席

【3】民間支援団体との連携について

3-4 民間支援団体と連携体制を築く際の課題点等（複数選択可）

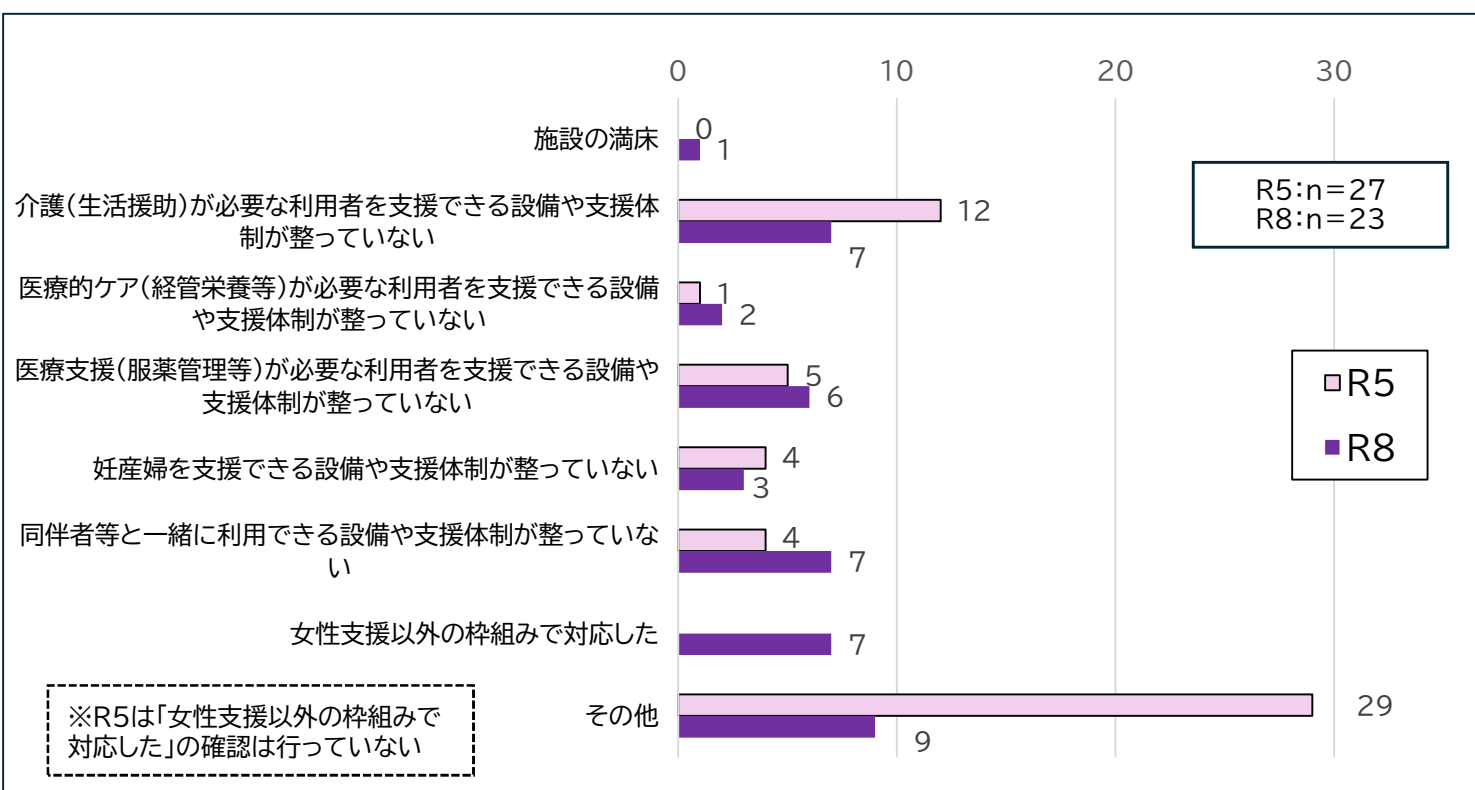


その他内容(R 8)

- ・シェルターなど基本的な事業の運営補助ができないため財政的な援助が難しい
- ・新たな連携先の開拓が難しい

【４】一時保護について

4-1 女性相談センターへの一時保護の検討依頼で、施設側の受け入れ困難（支援体制とのミスマッチ）により一時保護に至らなかった理由（複数選択可）



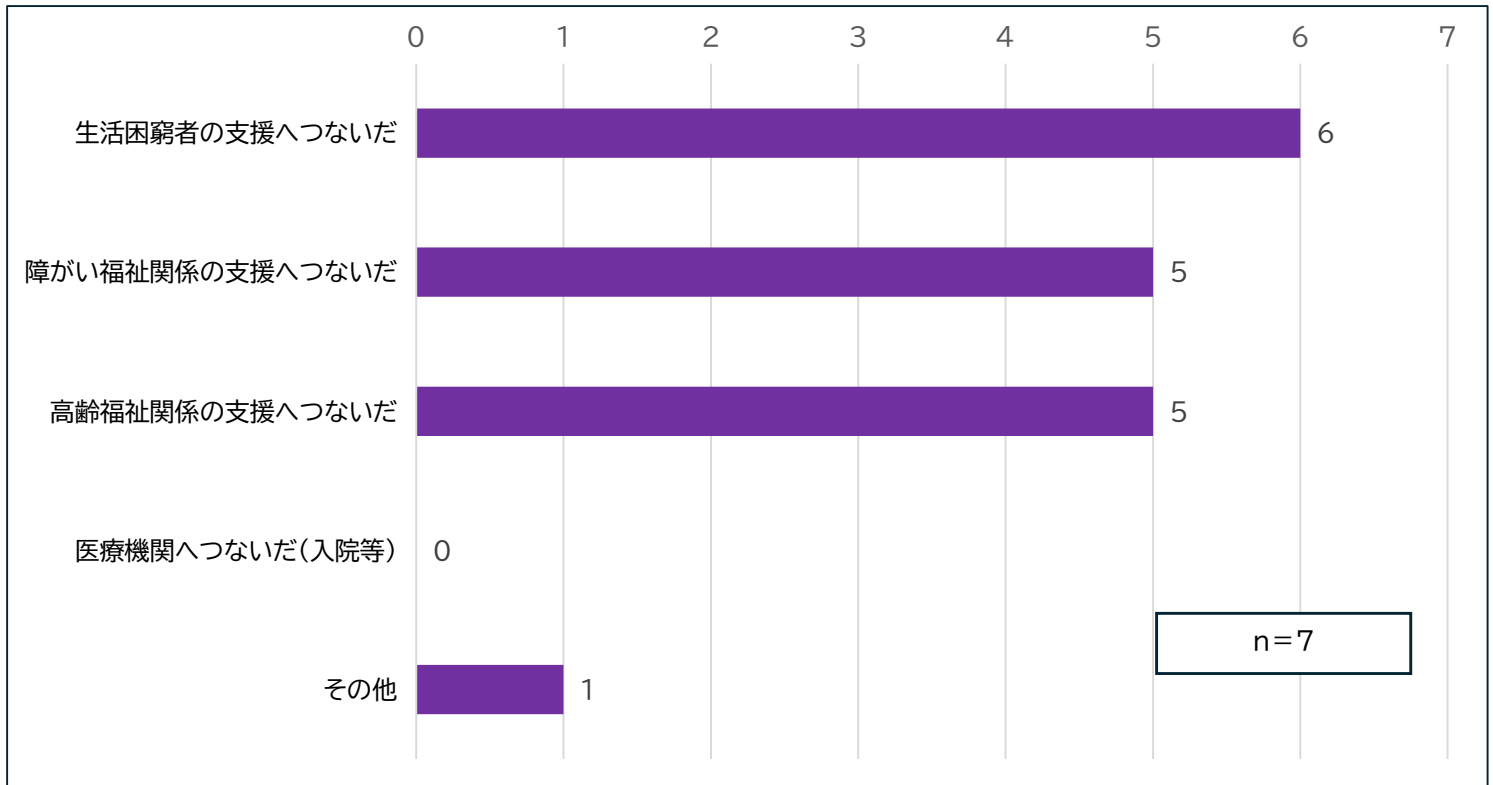
その他内容(R8)

- ・一時保護前に、入国管理局へ在留資格についての相談を済ませて欲しいと言われた
- ・高齢女性のための年齢制限
- ・1ヵ月分程度の処方薬を所持しておらず、当日中の病院受診も困難だったため
- ・ペットと一緒に利用できる体制がない
- ・中絶を近日に控えており、一時保護先から病院への移送が困難であったため

【4】一時保護について

4-2 女性支援以外の枠組みで対応した内容（複数選択可）

【4-1 女性相談センターへの一時保護の検討依頼で、施設側の受け入れ困難（支援体制とのミスマッチ）により一時保護に至らなかった理由として「女性支援以外の枠組みで対応した」と回答した自治体】

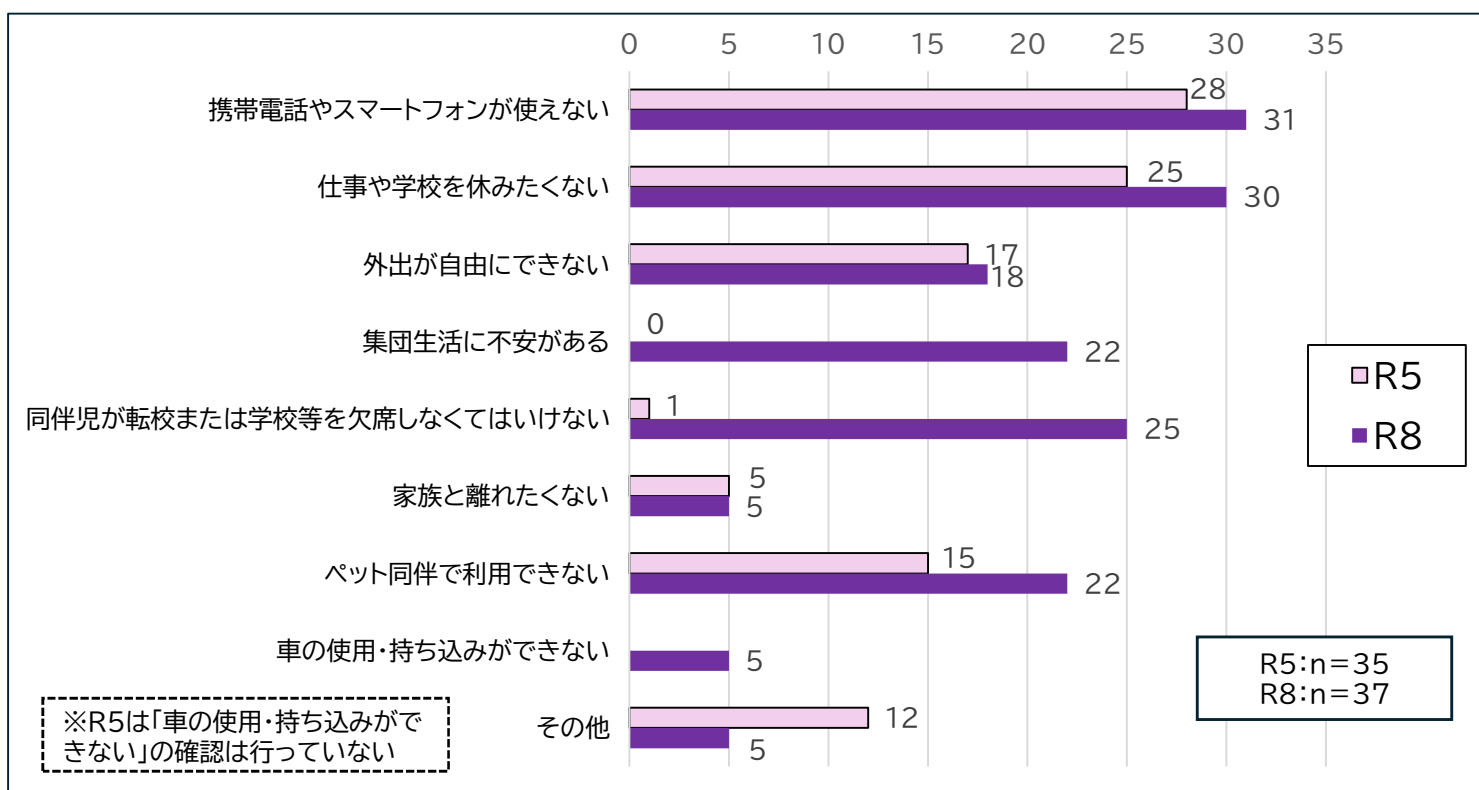


その他内容

・民間シェルターに受け入れを依頼

【4】一時保護について

4-3 本人が入所を希望しなかったことにより一時保護に至らなかった理由（複数選択可）

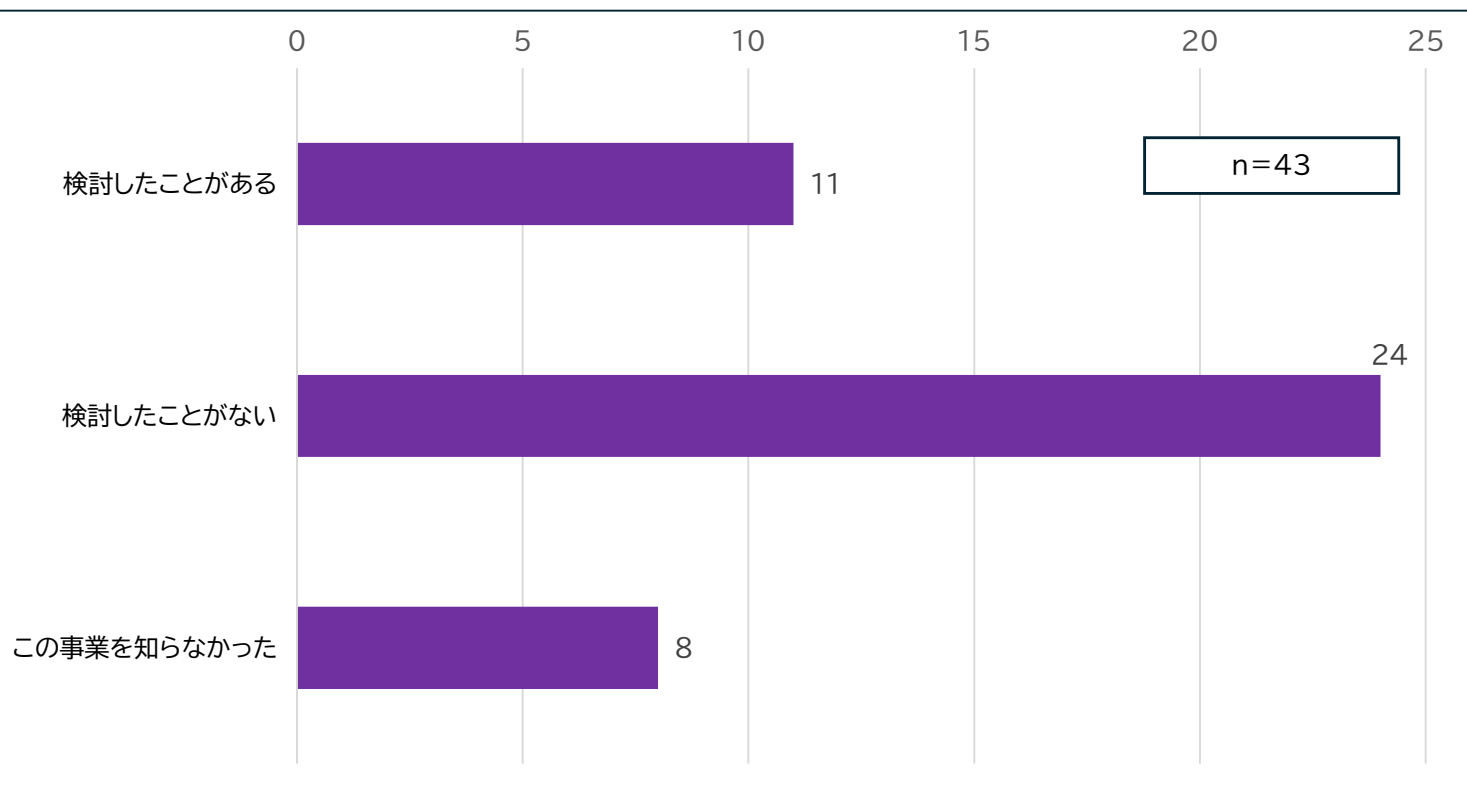


その他内容(R8)

- ・自身の持ち家のため自分が家を出たくない
- ・就職活動ができない
- ・転院したくない（精神科）
- ・シェルターを出たあと現在の居住市に戻ってこられない
- ・今の生活圏内から離れたくない

【4】一時保護について

4-4 大阪府では、令和7年度より「スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護」を実施。本人がスマートフォンが使えないことや外出制限があること等を理由に一時保護を希望しない場合、当該事業の利用を検討したか



【４】一時保護について

4-5 「スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護」の利用を検討する中での課題（自由記述）【4-4 「スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護」を「検討したことがある」と回答した自治体】

施設が女性専用ではない	5
女性相談センターの判断により、利用に繋がらなかった	3
本人の希望により利用に至らなかった	2
同伴児がいるため	2
一時保護中の自立支援を市町村で実施できない(人員・予算不足)	1
位置情報が特定される危険性	1

4-6 「スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護」の利用を検討しなかった理由（自由記述）【4-4 「スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護」を「検討したことがない」と回答した自治体】

利用できるようなケースがない	16
スマートフォンの利用や外出制限がないことで安全の担保ができないと判断した	2
所持金があり、民間ホテルに宿泊することが可能だった	1
その他の状況を総合的に勘案して(精神疾患の服薬あり、集団生活が困難)	2
市町村の女性相談支援員によるケースワークを行うマンパワーがない	2
女性相談センターでの一時保護所でもタブレットの貸出があるため	1
同伴児がいるため	1
事業のことを知らなかった、利用する発想がなかった	2

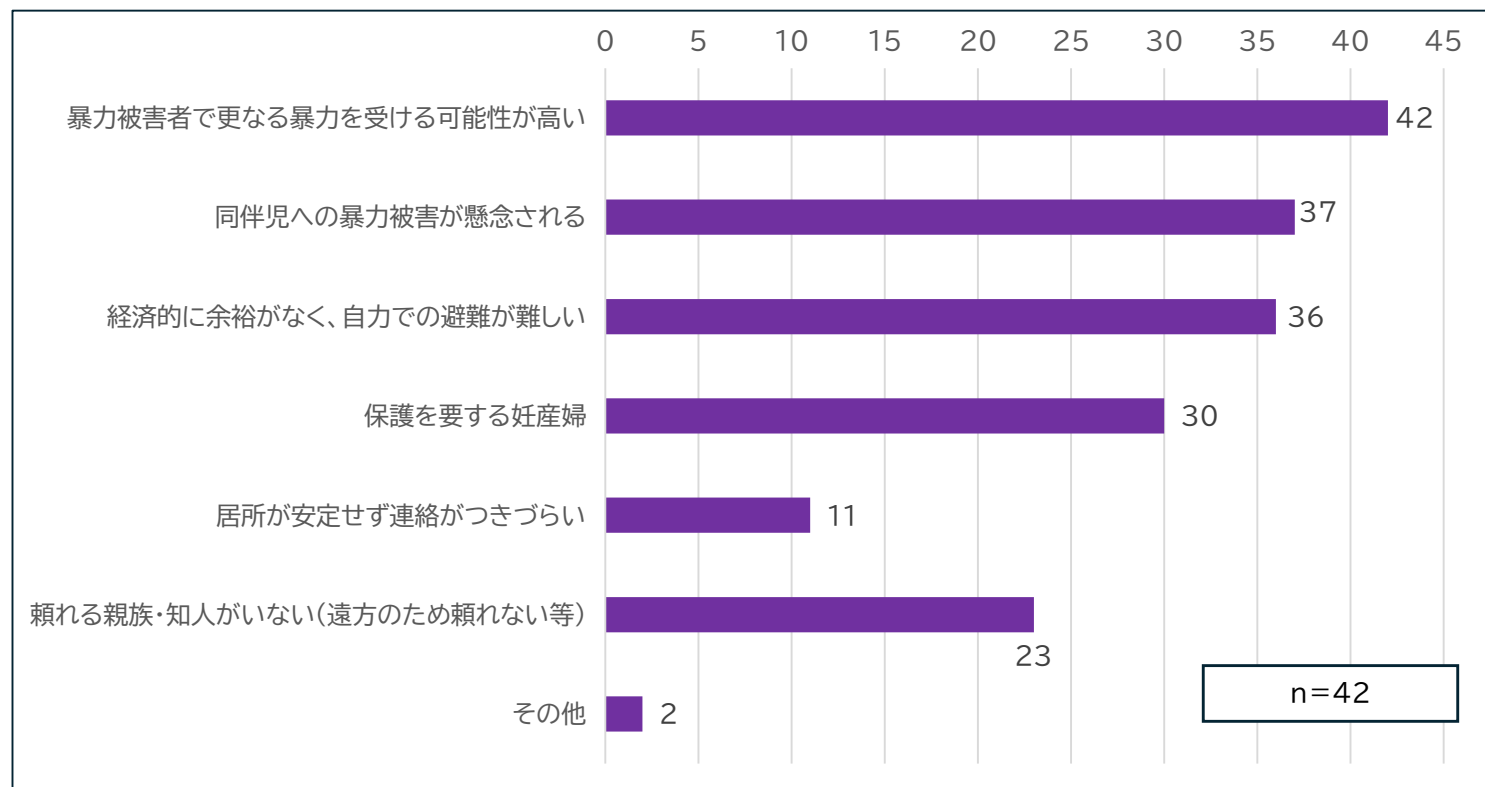
【４】一時保護について

4-7 女性相談センターの一時保護の検討を依頼する際の課題（自由記述）

施設への出発までに、加害者と出くわす危険性が高い役所内で、様々な手続きをしてもらうよう求められ、長時間を要する（相談者及び同伴者の負担が大きい）	12
一時保護の判断のため、相談者へ詳細な聞き取りを求められ、時間と相談者への精神的、身体的負担がかかる	6
服薬の所持を求められる（代理受診を求められるが対応してもらえる病院が少ない等の事情を理解してほしい等）	4
状況を報告後、女性相談センターが一時保護の決定を判断するまでに時間がかかる	3
一時保護施設への移送時における安全確保（配車手続きも含む）	2
女性相談センターとの見解の違い（障がい手帳を保持しているが服薬でコントロールできている場合など）	2
女性相談センターが求める庁内での手続き等に時間がかかり、相談者が帰宅してしまう	1
女性相談センターの対応者によって対応にばらつきがあり、所要時間に大幅な差がある	1
ADLが自立していないが、他部署の社会サービスにも繋がっていない方の依頼	1
生活保護の受給決定がないと通院ができない	1
本人の需要と支援体制のミスマッチ	1
長時間の対応になるため、通常業務との両立が課題	1
人事異動がある度に一時保護依頼のノウハウの引継ぎが難しい	1
一時保護の受け入れを断られた場合の代替手段がない	1
自治体既存の一時保護機能を優先すると言われる	1
女性相談センター作成の「一時保護依頼書」をマニュアルからコピーしているためPDFデータがあれば便利	1
相談者から電話で事前相談があり、一時保護してもらえるか聞かれた場合、明確な回答ができない	1
相談者の一時保護への決意が固まりづらい	1

【4】一時保護について

4-8 女性相談センターの一時保護を積極的に検討したいケース（複数回答可）



その他内容

- ・外出制限や携帯電話の使用制限等を緩和した一時保護
- ・同伴児がいる知的能力面での課題が疑われる被害者

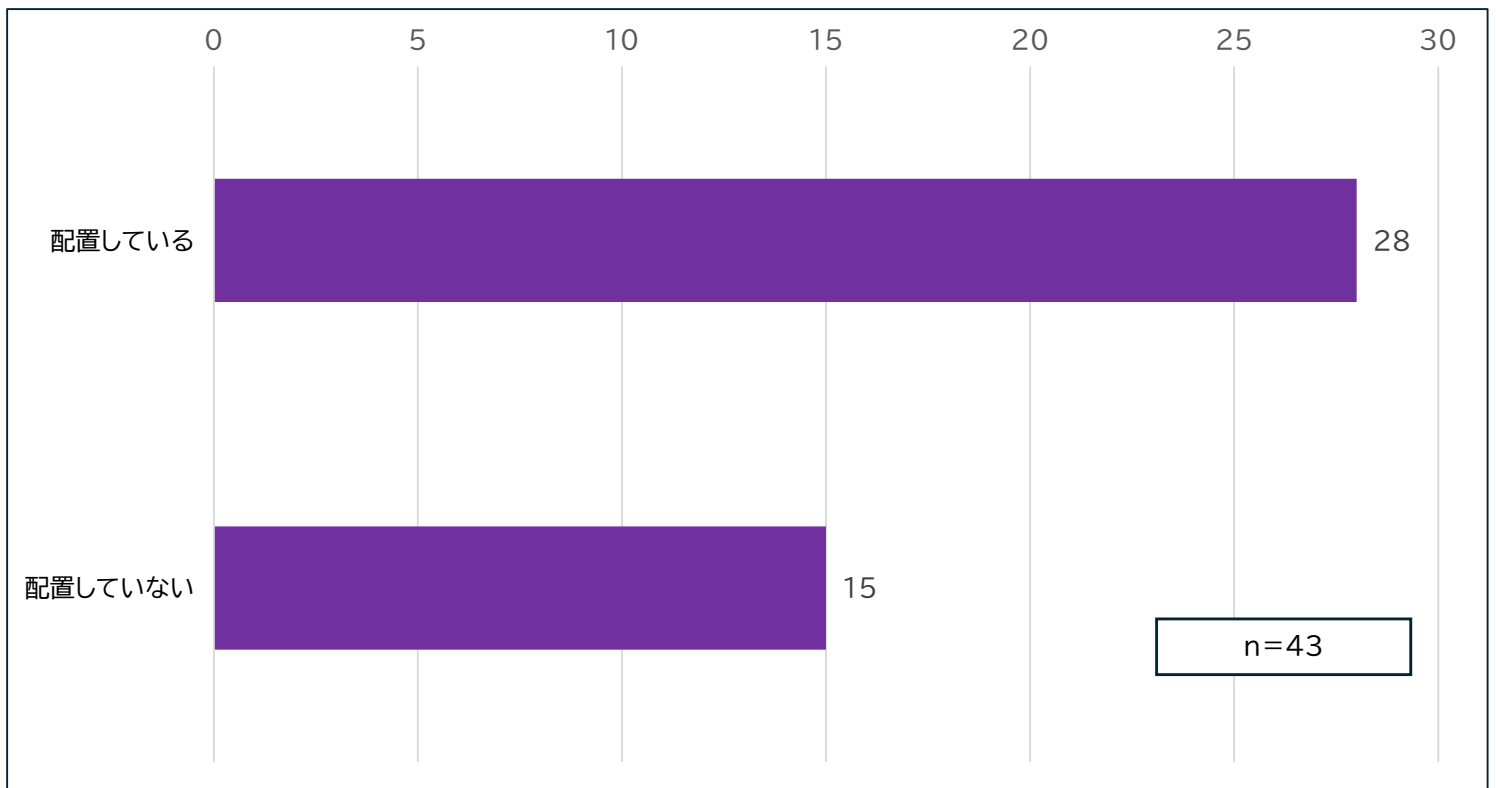
【5】女性自立支援センターについて

5 女性自立支援センターの入所（心身の回復を図りつつ、自立に向けた生活支援を中長期的に行う施設）につなげる際の課題（自由記述）

利用したことがない	6
入所の対象者、手続きが分からない	5
自治体保有の施設は戸数にも限りがあるため、受け入れの対象にしてほしい	1
一時保護を経由しないと入所ができないこと	1
将来の自立に向けての就労や収入の確保などの支援	1
女性自立支援センター入所担当窓口との連携	1
ペットを連れての入所ができない	1
面談のための往復時間や費用が大きくなる	1
こどもの就学に不安を感じている人への説明	1
携帯電話の使用ができない	1
相談者に入所の必要性の理解をしてもらうことの困難さ	1

【6】女性相談体制について

6-1 女性相談支援員の配置状況（回答時点）



【6】女性相談体制について

6-2 女性相談支援員の配置人数と非常勤職員・常勤職員別
 【6-1 女性相談支援員を「配置している」と回答した自治体】
 6-4 他と職を兼務している場合の職
 【6-2で「兼務」の職員がいると回答した自治体】

常勤職員(兼務)&非常勤職員	2
常勤1人兼務(事務作業)、非常勤4人(専従)	1
常勤2人兼務(通常業務)、非常勤1人(専従)	1
非常勤職員(専従)	19
1人	13
2人	2
3人	1
5人	1
7人	1
14人	1
非常勤職員(兼務)	5
1人(生活総合相談)	1
1人(市民相談員)	1
1人(母子・父子自立支援員)	1
2人(事務補助)	2
非常勤職員(専従&兼務)	2
1人専従、1人兼務(母子・父子自立支援員)	1
1人専従、1人兼務(人権相談員)	1

【6】女性相談体制について

6-3 女性相談支援員の配置曜日・配置時間

【6-1 女性相談支援員を「配置している」と回答した自治体】

月曜日～金曜日	17
9時～17時15分	5
9時～17時30分	3
9時～17時	2
8時45分～16時30分	1
9時～16時45分	1
9時～17時30分(毎月第4月曜に夜間相談、毎月第1土曜に休日相談)	1
9時30分～17時	1
9時30分～17時30分	1
9時45分～16時15分	1
10時～17時(水曜日のみ10時15分～17時)	1
火曜日～土曜日	1
10時～16時45分	1
月曜日～土曜日	1
9時～17時	1
月、火、水、金	2
8時45分～17時15分	1
9時～17時15分	1
月、火、水、木	1
9時～17時	1
月、火、木、金	1
10時～16時	1
月、火、木、金、土	1
9時30分～17時	1
月、火、木	1
10時～17時	1
月、木	1
13時30分～15時50分(第一、第三木曜日のみ)	1
月、金	1
9時～17時	1
木曜日	1
13時～15時(第一、第三、第四木曜日のみ)	1

【6】女性相談体制について

6-5 女性相談支援員を配置するうえでの課題（自由記述）

増員が必要だが、予算確保が難しい	7
専門的な人材の確保や育成が難しい	5
相談件数が増加しており、増員が必要	4
常勤職員は異動が頻繁にあり、女性相談支援員へのフォロー体制が課題	2
女性相談支援員の定着	2
相談件数が増加し、相談内容も複雑化している	2
配置基準がないため、増員が難しい	2
新規採用の場合、相談業務への戸惑いや不安がある	1
1名のみの配置で、不在時の対応が課題	1

6-6 女性相談窓口の設置状況（①～③について、それぞれ対応している窓口名、所管所属及び対応時間）

別紙参照

【6】女性相談体制について

6-7・6-8 女性相談窓口を外部の民間団体に委託している場合、内容及び開所時間①

	相談種別	委託内容	開所時間
1	①DV相談	指定管理者に相談窓口の運営業務全体を委託	(①～③は相談場所、 ②の()内は女性相談支援員対応時間) ①9:00～17:30 ②9:30～17:00 (9:00～17:00) ③相談受付 ・火～金 10:00～20:30 ・土・日・祝日 10:00～16:00 電話相談 ・火～土 10:00～20:30 ・日・祝日 10:00～16:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
2	①DV相談	相談業務のみ委託	9:00～17:00
	②DV以外の暴力相談	指定管理者に委託	
3	①DV相談	男女共同参画センターでの相談業務の委託 男女共同参画センターでの相談業務の委託 男女共同参画センターでの相談業務の委託	②女性のための悩み・DV相談 ・第1火曜日、第1・第2木曜日 10:00～14:35(4枠) ・第3火曜日、第3・4木曜日 10:00～15:35(5枠) ・第1・3土曜日 10:00～11:50(2枠) ③女性のための法律相談 ・毎月第2土曜日 9:30～12:30 ④女性のための電話相談 ・毎週月曜日・金曜日 10:00～16:00 ・毎週水曜日 10:00～20:00 ・毎週土曜日 13:00～17:00 ※日曜日、祝休日・年末年始を除く
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
4	①DV相談	相談業務のみ委託 相談業務のみ委託 相談業務のみ委託	13:00～17:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
5	③その他の相談	①面接相談 ②電話相談 ③法律相談	①毎水曜日 13:00～16:10(3枠) 第1木曜日・第3火曜日 16:00～19:30(3枠) 第2・4・5木曜日 13:40～16:50(3枠) 毎金曜日 10:00～13:50(3枠) ②第3火曜日 15:00～20:00 (一部時間帯を除く) 毎水曜日 13:00～17:00 毎木曜日 10:00～15:00 (一部時間帯を除く) ③第1木曜日 17:20～19:50(4枠) 第1土曜日 13:20～14:30(2枠)

【6】女性相談体制について

6-7・6-8 女性相談窓口を外部の民間団体に委託している場合、内容及び開所時間②

	相談種別	委託内容	開所時間
6	①DV相談	男女共同参画センターの運営業務全体を委託	9:00～17:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
7	①DV相談	相談窓口の運営業務、相談業務をそれぞれ別の外部団体に委託	9:00～17:15
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
8	②DV以外の暴力相談	相談業務のみを委託	9:30～15:20
	③その他の相談		
9	②DV以外の暴力相談	相談窓口の運営業務全体を委託	9:00～16:30
	③その他の相談		
10	①DV相談	相談業務のみを委託	1日4枠
11	③その他の相談	カウンセリング・法律相談の相談業務のみを委託	カウンセリング ・月曜日～土曜日 10:00～20:00 法律相談 ・土曜日 10:00～15:30
12	①DV相談	相談窓口の運営業務全体を委託	9:30～17:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
13	①DV相談	女性相談業務(主にカウンセリング 月2回)を専門団体へ相談業務委託	10:00～14:00 13:00～17:00
14	①DV相談	カウンセラーによる女性相談業務を委託	月3回・4時間
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		

【6】女性相談体制について

6-7・6-8 女性相談窓口を外部の民間団体に委託している場合、内容及び開所時間③

	相談種別	委託内容	開所時間
15	①DV相談	相談業務の委託	10:00～16:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
16	①DV相談	相談業務の委託	13:00～15:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
17	②DV以外の暴力相談	相談業務を委託	9:45～17:15
	③その他の相談	相談業務のみを委託	
18	①DV相談	相談業務のみを委託 (女性のためのカウンセリング)	10:00～13:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		
19	①DV相談	相談業務のみを委託	9:00～16:00
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談		

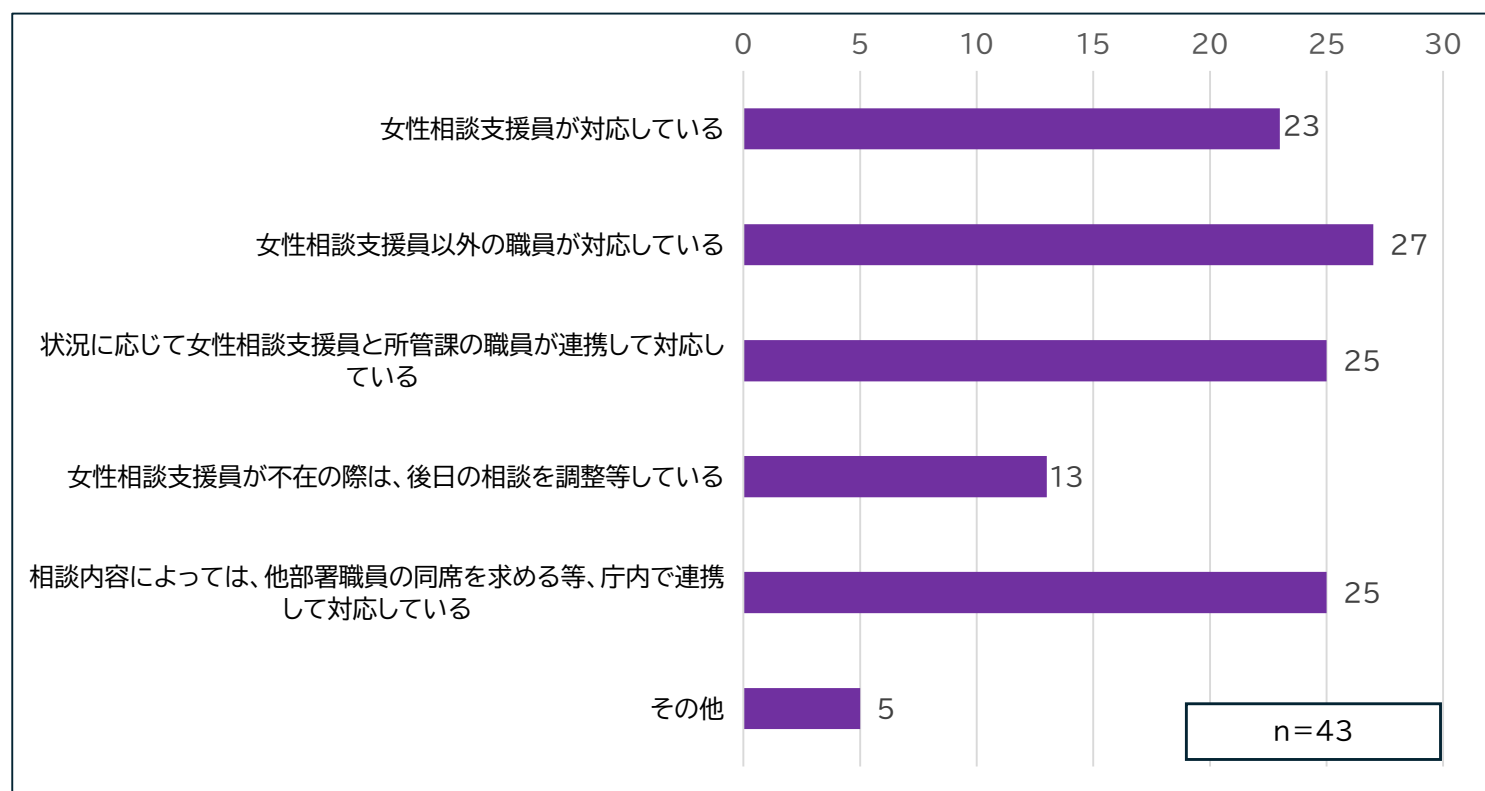
【6】女性相談体制について

6-9 相談支援を外部委託することの有効性や課題（自由記述）

有効性	
専門知識を有する相談員が対応することで適切な質の高い支援が可能となる	6
効率的な女性支援施策を推進することができる	2
開庁時間中に常時対応できる、継続した相談に対応できる	2
市町村の職員でないことで、安心して相談できる人もいる（職員に知られない）	2
様々な職種（保健師、人権擁護士など）の人に対応してもらえる	1
常勤職員の業務負担の軽減	1
課題	
他機関に役割分担を理解してもらうことが難しい	1
相談日により力量が変わる	1
個々の職員の出勤日が少なく、伝達が課題	1
緊急時の連携	1
責任の所在	1
同一相談者が繰り返し利用しており、新規相談者の機会損失を懸念	1
委託業者が変わった場合、継続した相談者の経過の引継ぎが円滑かつ漏れなくできるか	1
一時保護が必要な場合の委託先から自治体への引継ぎ	1

【6】女性相談体制について

6-10 女性相談窓口における相談体制（複数選択可）

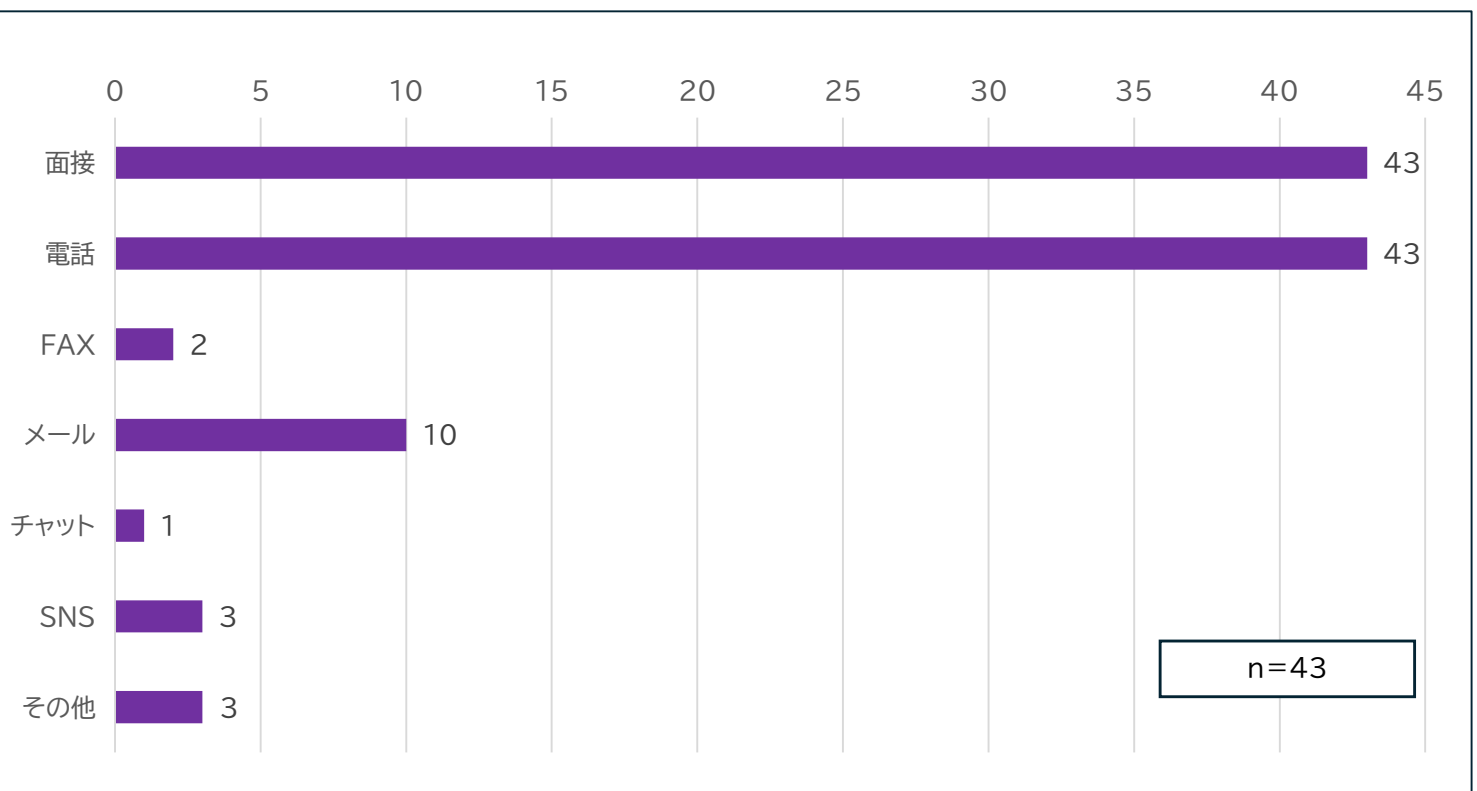


その他内容

- ・指定管理事業者の職員が対応している
- ・必ず相談員と所管課の職員2名体制で対応している
- ・女性相談支援員の研修終了後、状況に応じて女性相談支援員と所管課の職員が連携して対応
- ・相談内容によっては、該当各課につないでいる

【6】女性相談体制について

6-11 現在実施している女性相談窓口の相談方法（複数選択可）



その他内容

- ・巡回（施設入所者に限る）、手紙
- ・オンライン相談：Zoom利用

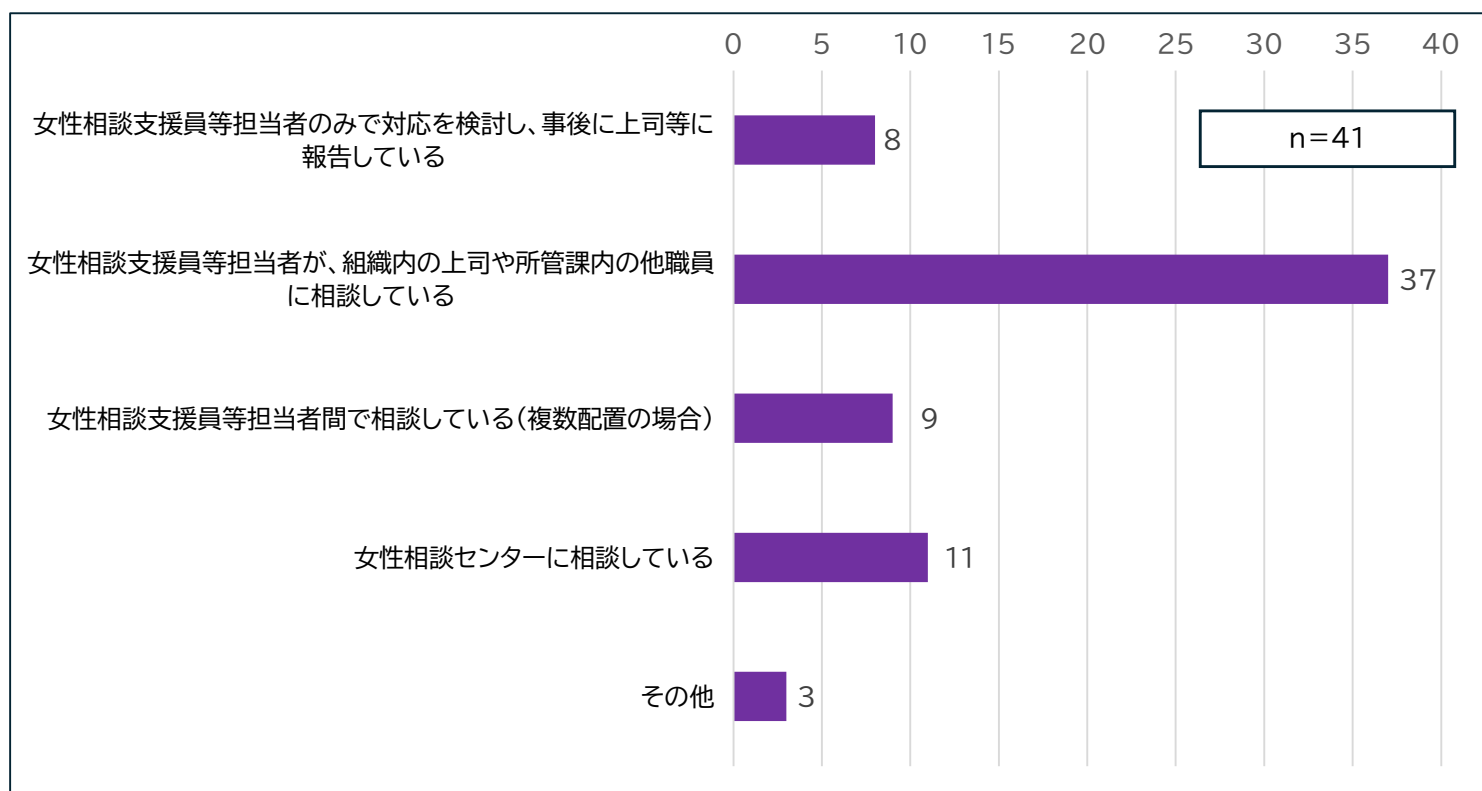
6-12 活用する際のメリットと課題（自由記述）

【6-11現在実施している女性相談窓口の相談方法として「メール」、「チャット」、「SNS」と回答した自治体】

メリット	
対面や通話等、直接的な会話を敬遠する人でも気軽に相談が可能	1
自身のタイミングで相談可能	1
課題	
文字でのやりとりのため誤解を招く	1
即時回答が難しい	1

【6】女性相談体制について

6-13 女性相談の対応（援助方針の検討、庁内外の関係者との調整等にかかる組織的な検討プロセス） （複数選択可）



その他内容

- ・法律相談を活用している
- ・所管課職員と2名体制で相談を受けるため担当間、所管課内の職員で相談を行っている
- ・相談担当者が対応を検討するが、必要に応じて上司や所管課内の他職員に相談している

【6】女性相談体制について

6-14 6-13「女性相談の対応（援助方針の検討、庁内外の関係者との調整等にかかる組織的な検討プロセス）」で回答のあった項目のそれぞれの相談内容（自由記述）

①女性相談支援員等担当のみで検討、事後に上司等へ報告	
過去に対応した事案と類似ケース	2
一般的な相談	1
②女性相談支援員等担当者が、組織内の上司や所管課内の他職員へ相談	
支援方針の相談（資源の活用、連携先の選定）	24
女性相談センターへの一時保護の依頼検討	21
相談者への対応の助言、サポートの依頼	4
他部署との連携調整を依頼	3
③女性相談支援員等担当者間での相談	
支援方針の相談（資源の活用、連携策の選定）	4
対応経験からの助言や情報共有	2
女性相談センターへの一時保護の依頼検討	1
④女性相談センターへ相談	
ケース対応の相談、SVを受ける	5
制限緩和の一時保護の依頼	1
保護命令作成支援の助言	1
一時保護の可能性がある場合の事前相談	1

【7】女性相談支援員の育成研修関係について

7-1 女性相談支援員等の専門的な人材の育成における庁内の取組（自由記述）

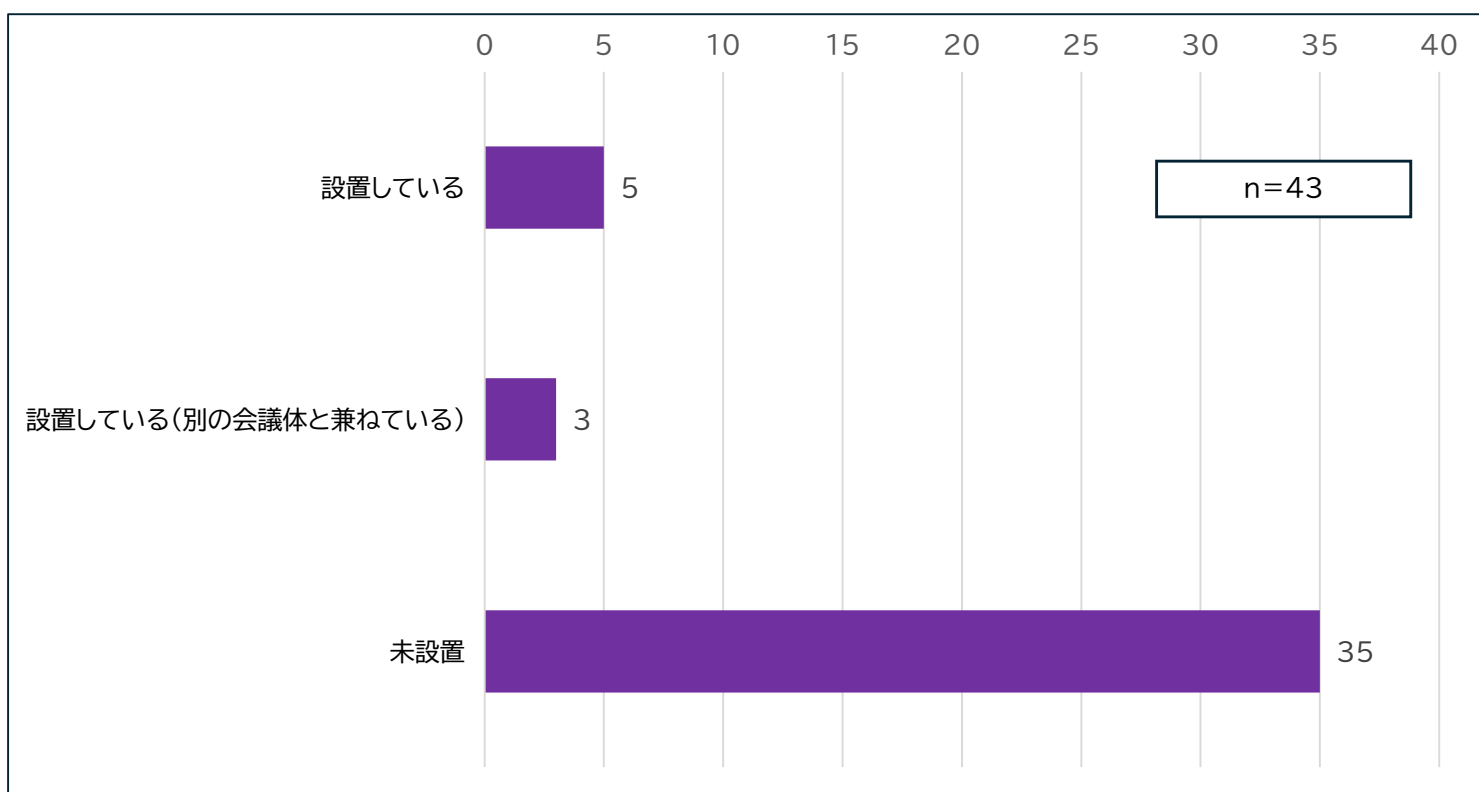
各種会議・庁内外の研修への積極的な参加勧奨	11
庁内他部署も含めた研修会の実施	3
女性相談支援員間で参加した会議・研修内容の共有報告会	1
担当課常勤職員と女性相談支援員間での情報共有・相談	1
女性相談支援員マニュアル作成	1
女性相談センターを招いてのDV等の講義	1
外部講師(心理学の専門家)からの直接的な助言・指導の機会	1
男女共同参画センターの相談員との情報交換会(定期)	1

7-2 女性相談支援員等の専門的な人材の育成における課題（自由記述）

ノウハウ等の継承	5
研修を受けさせる時間的余裕がない	4
女性相談支援員の定着、安定した相談体制(固定配置も含む)の維持	4
採用時の相談員としての資質の見極め	1
正規職員の場合、在課期間が短く、兼務のため、専門知識の習得、育成が難しい	1
研修するノウハウの不足	1
兼務になるため、専門的な人材を多数育成することが困難	1
事例が少なく実践が少ない	1

【8】支援調整会議について

8-1 支援調整会議【代表者会議】の設置状況



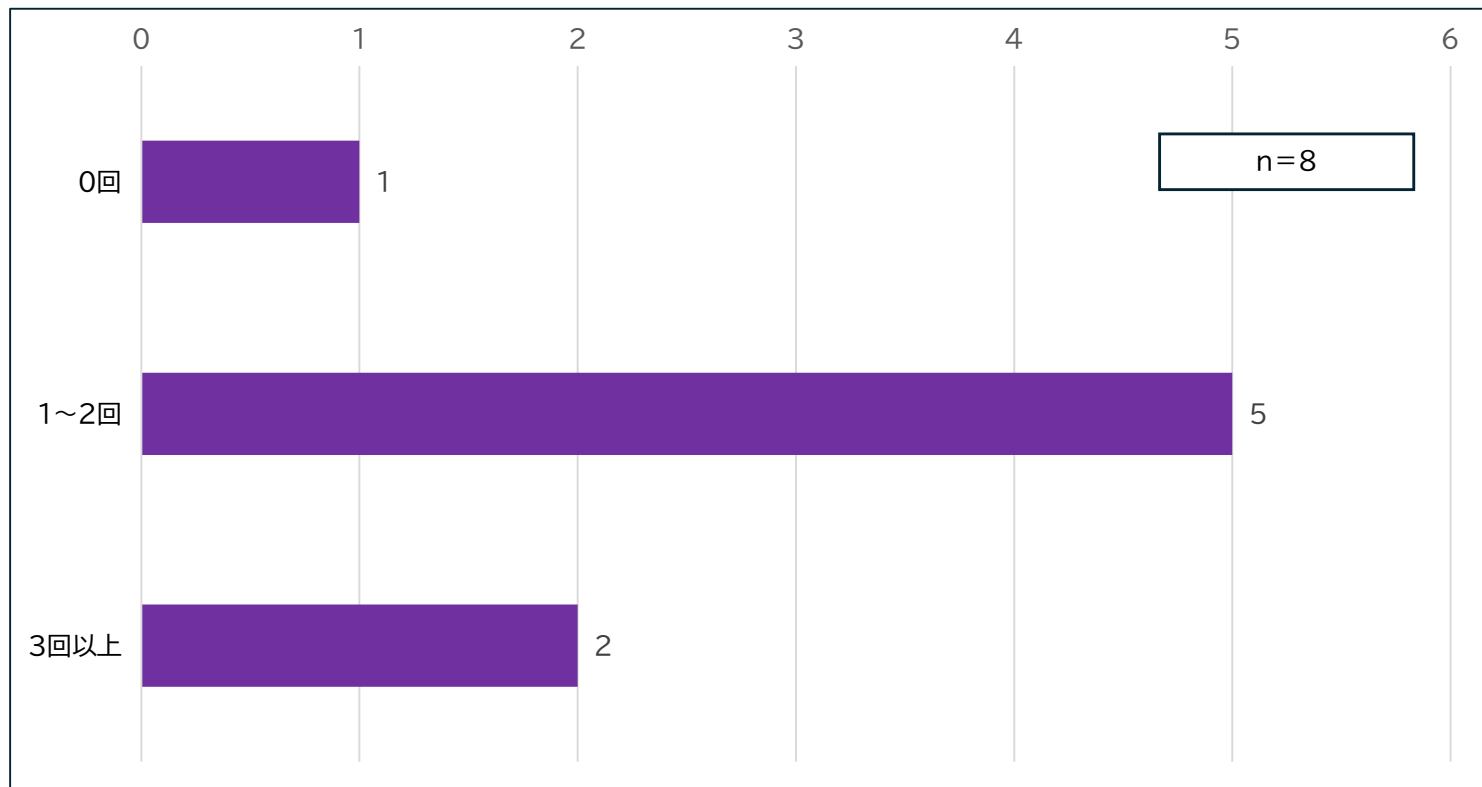
8-2 支援調整会議【代表者会議】を別の会議体と兼ねている場合、その会議体の名称等【8-1 支援調整会議【代表者会議】）を「設置している（別の会議体と兼ねている）」と回答した自治体】

相談事業連絡会議	1
DV防止対策連絡会議	2

【8】支援調整会議について

8-3 支援調整会議【代表者会議】の開催回数（令和7年度）

【8-1 支援調整会議【代表者会議】を「設置している」、「設置している（別の会議体と兼ねている）」と回答した自治体】



【8】支援調整会議について

8-4 支援調整会議【代表者会議】の目的、内容、構成メンバー（自由記述）

【8-1 支援調整会議【代表者会議】を「設置している」、「設置している（別の会議体と兼ねている）」と回答した自治体】

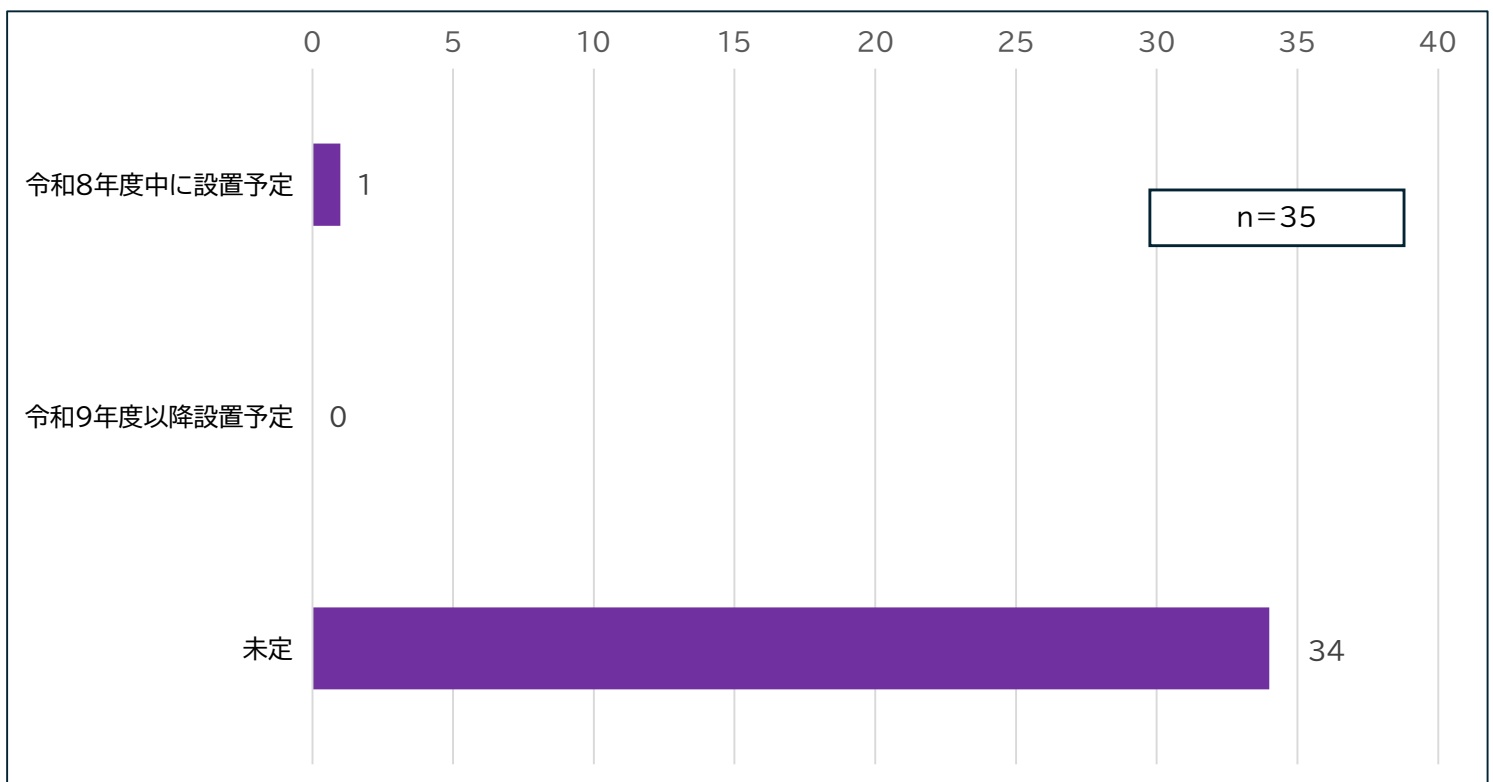
	目的・内容・構成メンバー
1	【目的】困難な問題を抱える女性への支援体制、各関係機関等相互間での情報交換や連携の在り方に関する事項を協議 【内容】困難な問題を抱える女性への支援にかかる各関係機関の取組内容の共有や事例検討 等 【構成メンバー】 困難な問題を抱える女性への支援に関係する庁内・庁外機関、一時保護委託先、大阪弁護士会等その他関係者 等
2	【目的】困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため 【内容】事務局から女性支援法に基づく支援調整会議についての説明、事務局から令和6年度相談件数の説明、大阪府家庭支援課から女性支援事業についての説明、大阪府女性相談センターから困難な問題を抱える女性への支援(個別ケース支援調整会議)についての説明 【構成メンバー】 庁内関連部局(高齢、障がい、生活保護、児童福祉、保育、母子保健、学校教育、住民登録担当、国民健康保険担当等)、大阪府女性相談センター、警察署、医師会、社会福祉協議会、消防本部
3	【目的】関係機関が取り組む各種相談部門の連携を図る 【内容】相談課題等の情報共有及び研修会 【構成メンバー】 庁内関連部局(児童福祉、学校教育、地域活性担当、住民登録担当、生活保護、母子保健、人権課)、外国就労者サポートセンター、消費生活センター、医療機関、市民交流センター、人権協会、社会福祉協議会、警察署、大阪府女性相談センター、保健所、保育園、人権擁護委員協議会、その他委員会
4	【目的】DVの根絶に向けた意見交換、各機関の役割認識、関係外部機関と関係各課の連携構築 【内容】意見交換 【構成メンバー】 大阪府女性相談センター、保健所、警察署、大阪弁護士会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、庁内各課代表者
5	【目的】情報及び課題の共有並びに支援策に関する事項、自立支援に関する事項、啓発に関する事項、関係機関等の連絡調整に関する事項、支援に関し必要な事項等について意見交換 【内容】新法の説明、DVIに関する説明、制度等の情報共有、意見交換 【構成メンバー】 女性支援担当部局、庁内関連部局(高齢、障害、児童、生活困窮、生活保護、教育、保育、母子保健)、支援に関する福祉関連機関、大阪府女性相談センター、警察署
6	【目的】配偶者等からの暴力の被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する「被害者及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者」、以下「DV被害者」という)、及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に規定する「困難な問題を抱える女性」の支援に向けて、担当部課と関係機関が相互に連携し、効果的な対応について連絡、調整及び協議 【内容】DV被害者に対する具体的な支援について意見交換、DV被害者の発見から支援に至るシステム検討、DV被害者支援に係る関係機関等との連絡調整、その他DV被害者を支援するために必要な事項、困難な問題を抱える女性を支援するために必要な事項 【構成メンバー】 内部委員、警察、医師会、民生委員児童委員、大阪府女性相談センター
7	【目的】関係機関の連携、支援のあり方についての検討 【内容】情報共有、研修 【構成メンバー】 庁内関係部局(人権、住民登録担当、産業振興、保険年金、児童福祉、高齢、長寿社会推進課、障害、生活保護、保健推進担当、学校教育)、大阪府女性相談センター、警察署、消防署、民生委員、人権擁護委員、人権協会
8	【目的】困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため 【内容】困難女性に対する支援施策に関する事項、機関相互の連携のあり方に関する事項、そのほか困難女性に対する支援に関し必要な事項 【構成メンバー】 児童相談所、社会福祉協議会、民間支援団体、庁内関係課

【8】支援調整会議について

8-5 支援調整会議【代表者会議】を開催することのメリット、意義、効果（自由記述）
 【8-3 支援調整会議【代表者会議】開催回数（令和7年度）を「1～2回」、「3回以上」と回答した自治体】

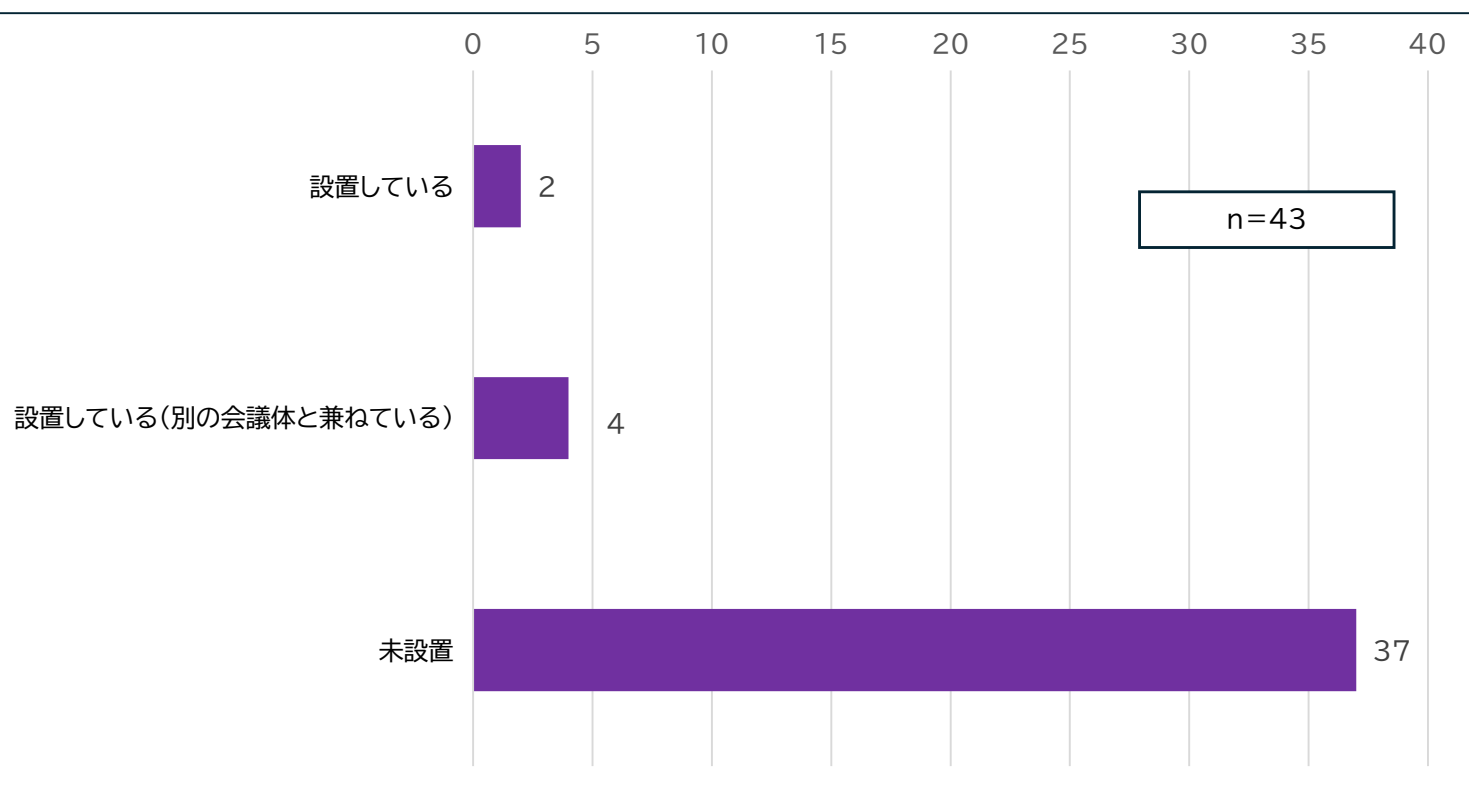
情報共有や顔つなぎを行うことで、連携がスムーズ(強化)になる	4
構成員の連携、理解が深まる	1
代表者レベルで連携を深めることで、共通認識の醸成や現状・課題の理解が進む	1
担当機関の横のつながりができ、よりの確な相談支援が可能となる	1
DVや困難な問題を抱える女性についての庁内での意識づけ	1
研修等も実施できる	1

8-6 支援調整会議【代表者会議】の今後の設置予定
 【8-1 支援調整会議【代表者会議】を「未設置」と回答した自治体】



【8】支援調整会議について

8-7 支援調整会議【実務者会議】の設置状況



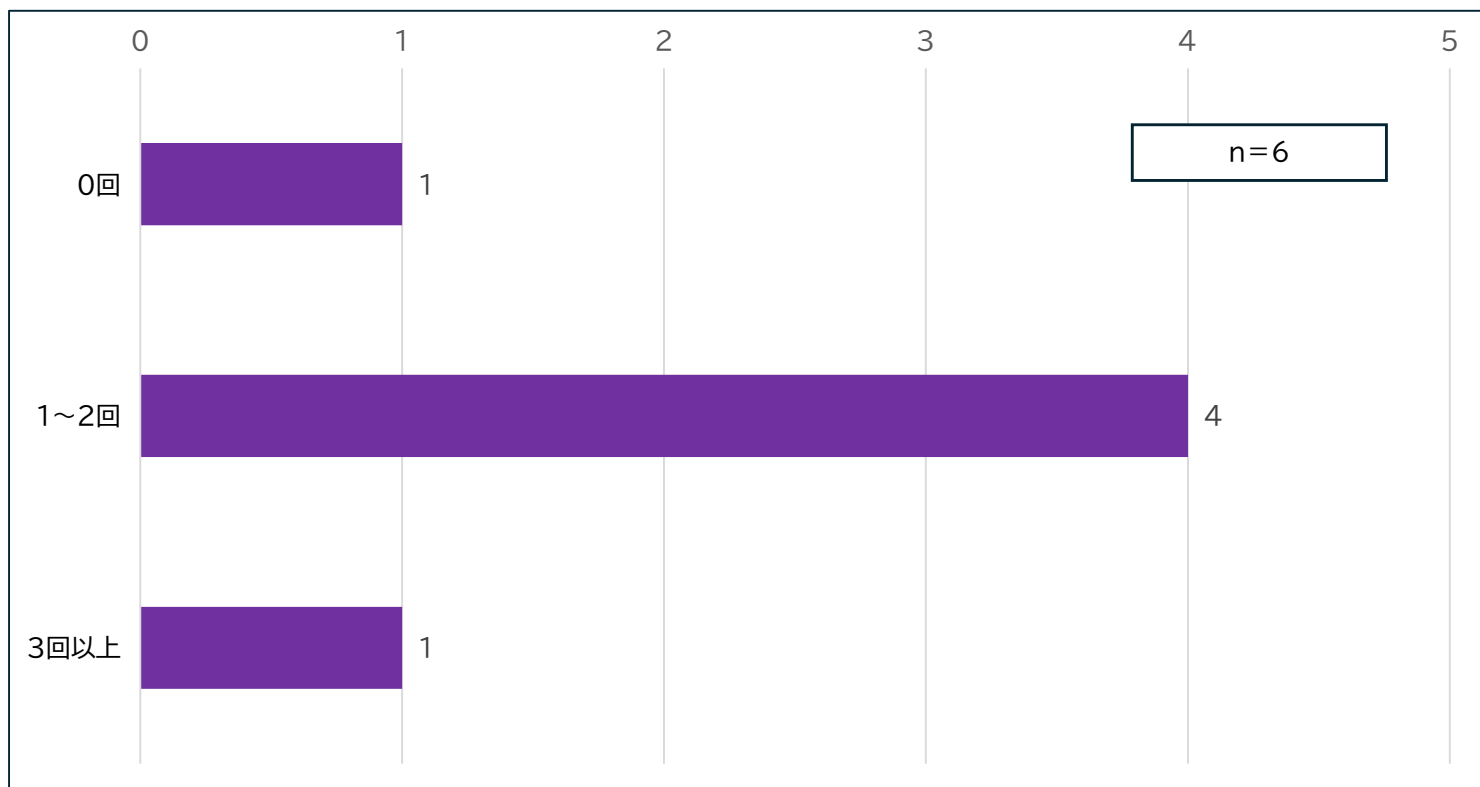
8-8 支援調整会議【実務者会議】を別の会議体と兼ねている場合、その会議体の名称等 【8-7 支援調整会議【実務者会議】を「設置している(別の会議体と兼ねている)」と回答した自治体】

重層的支援体制整備事業	1
実務者合同研修会	1
DV対策・困難女性支援対策連絡会議	1
個別ケース支援調整会議	1

【8】支援調整会議について

8-9 支援調整会議【実務者会議】の開催回数（令和7年度）

【8-7 支援調整会議【実務者会議】を「設置している」、「設置している（別の会議体と兼ねている）」と回答した自治体】



【8】支援調整会議について

8-10 支援調整会議【実務者会議】の目的、内容、構成メンバー

【8-7 支援調整会議【実務者会議】を「設置している」、「設置している（別の会議体と兼ねている）」と回答した自治体】

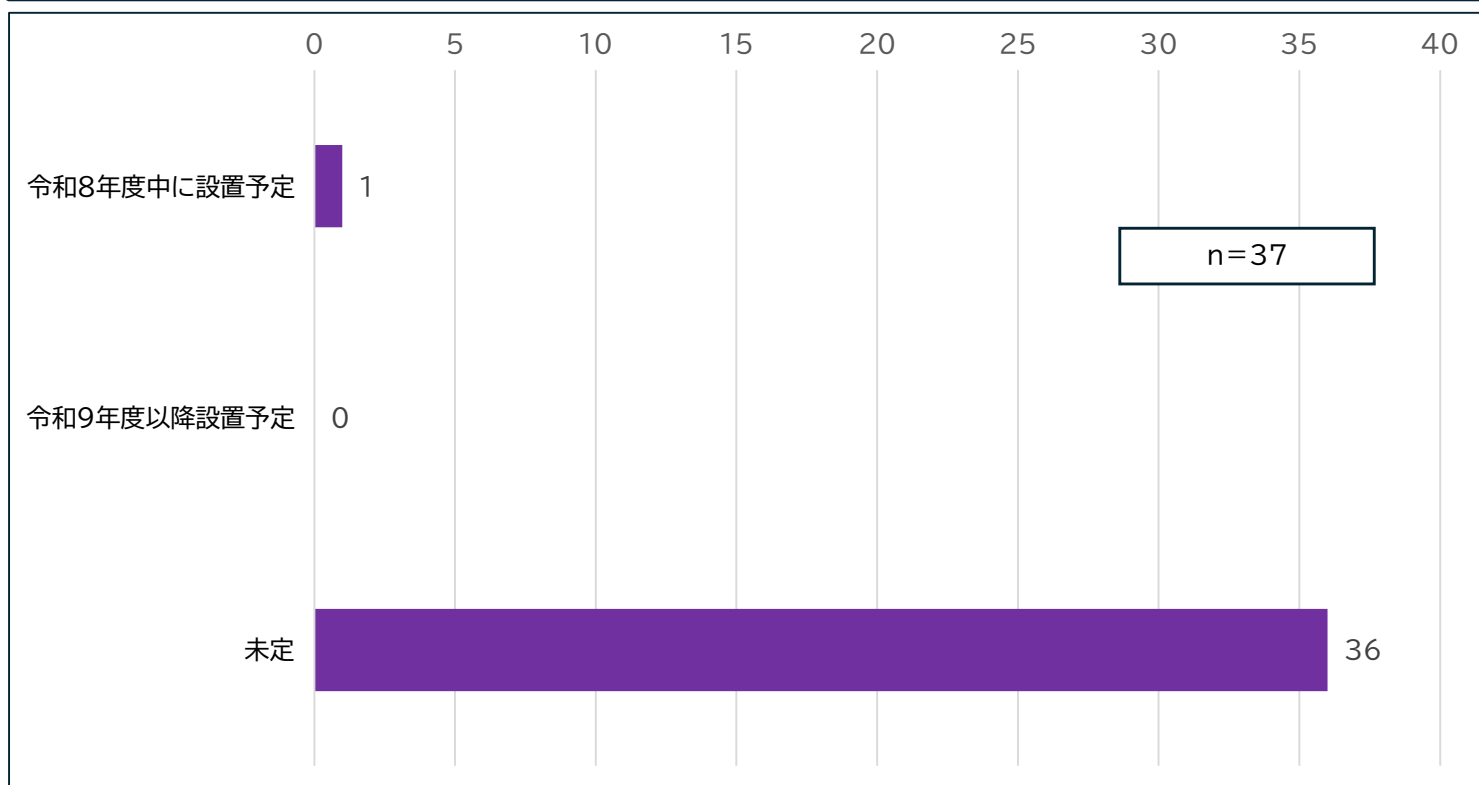
	目的・内容・構成メンバー
1	【目的】対応事例の定期的な情報共有、直接支援に携わる者同士の交流及び資質向上に関する事項 【内容】各課の対応など情報共有や研修会 【構成メンバー】 生活保護・困窮担当課、障がい、高齢、児童福祉、保健所、大阪府女性相談センター
2	【目的】支援の対象となる者が抱える課題を把握し、支援関係機関においてそれぞれ果たすべき役割についての調整 【内容】困難な問題を抱える女性への支援 【構成メンバー】 当該支援に関係する職務に従事する課の職員
3	【構成メンバー】 大阪府女性相談センター、保健所、警察署、大阪弁護士会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、庁内各課実務者
4	【目的】配偶者等からの暴力の被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する「被害者及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者」、以下「DV被害者」という）、及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する「困難な問題を抱える女性」の支援に向けて、担当部課と関係機関が相互に連携し、効果的な対応について連絡、調整及び協議 【内容】DV被害者に対する具体的な支援について意見交換、DV被害者の発見から支援に至るシステム検討、DV被害者支援に係る関係機関等との連絡調整、その他DV被害者を支援するために必要な事項、困難な問題を抱える女性を支援するために必要な事項 【構成メンバー】 内部委員、警察署、医師会、民生委員児童委員、大阪府女性相談センター
5	【目的】個別ケースについて具体的事項を検討 【内容】情報共有 【構成メンバー】 庁内関係機関（人権、住民登録担当、産業振興、保険年金、児童福祉、高齢、障がい、生活保護、保健推進担当、学校教育）
6	【目的】DV被害者支援を円滑に行うため 【内容】DV被害者支援のための連携及び協力、DV被害者等に関する情報収集及び協力、DV防止のための研修及び啓発、DV被害者等に対する具体的な支援 【構成メンバー】 庁内関係部署（税務、福祉政策、生活保護、高齢、健康推進、保険年金、広報広聴、人権啓発、市民窓口、学校教育、児童福祉）、庁外DV支援に関して必要な関係機関

【8】支援調整会議について

8-11 支援調整会議【実務者会議】を開催することのメリット、意義、効果（自由記述）
 【8-9 支援調整会議【実務者会議】の開催回数（令和7年度）「1～2回」、「3回以上」と回答した自治体】

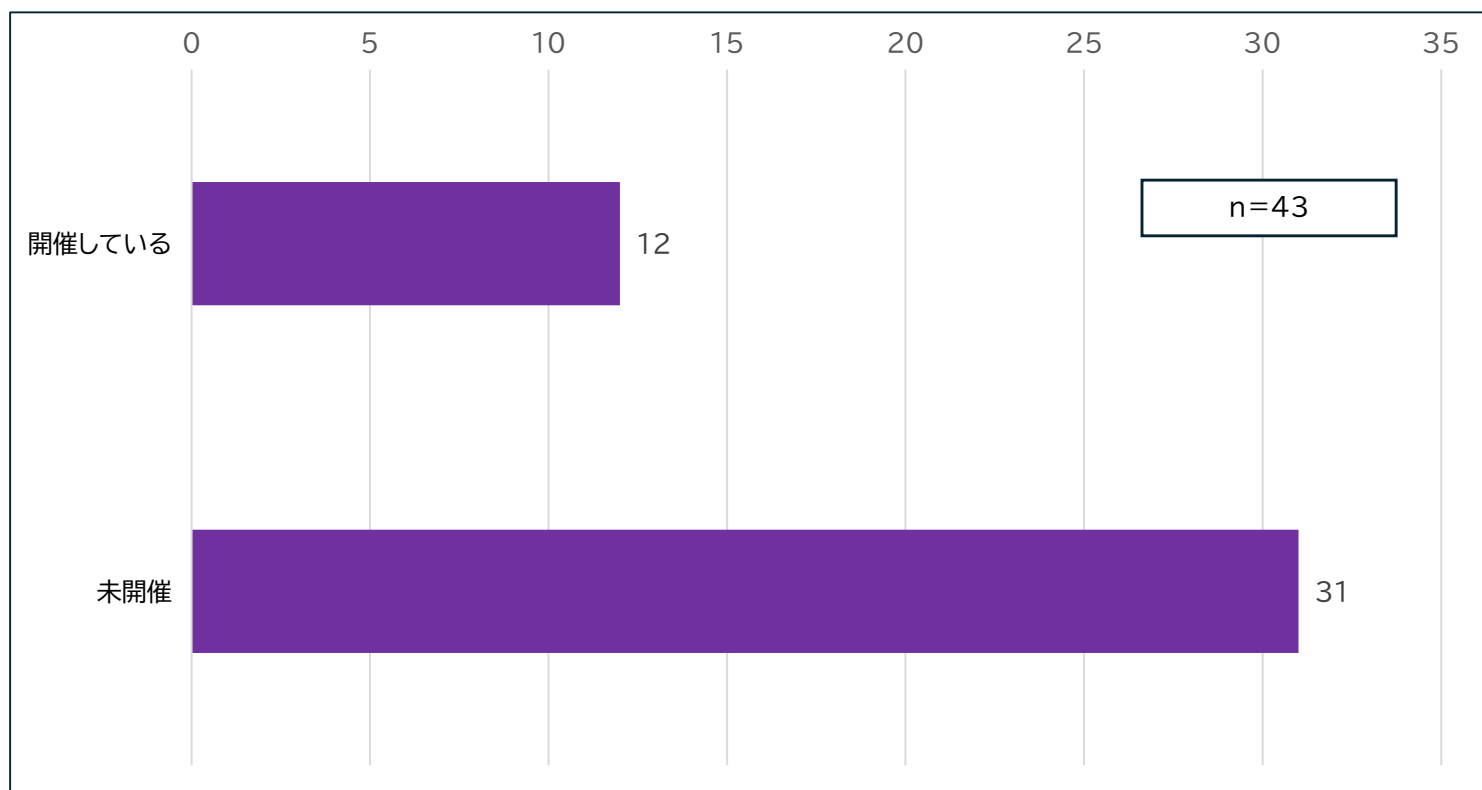
顔合わせができ、コミュニケーションも取りやすくなり、連携がスムーズになる	4
互いの業務範囲や内容について知ることによって支援の連携がしやすくなる	2
研修等も実施できる	1
DV被害以外のことでも相談しやすくなる	1

8-12 支援調整会議【実務者会議】の今後の設置予定
 【8-7 支援調整会議【実務者会議】を「未設置」と回答した自治体】



【8】支援調整会議について

8-13 個別ケース検討会議（女性相談センターが一時保護したケースについて、女性相談センター主体で実施する個別ケース検討会議以外）の開催状況



8-14 個別ケース検討会議の開催回数（令和7年度）
【8-13個別ケース検討会議を「開催している」と回答した自治体】

開催回数	自治体数
1回	4
2回	1
3回	2
10回	1
14回	1
22回	1

【8】支援調整会議について

8-15 個別ケース検討会議の目的、内容、参加者

【8-13個別ケース検討会議を「開催している」と回答した自治体】

	目的・内容・参加者
1	【目的】個別の支援対象者についての情報共有と詳細な支援方針の検討や支援状況の確認 等 【内容】当該個別ケース検討会議に係る支援対象者への支援に関する事項の協議 【参加者】関係機関等の実務担当者 等
2	【目的】今後の支援方針の策定と現状の共有 【内容】本人の現状、課題と今後の目標 【参加者】福祉事務所、児童相談所、保護司、障害者相談支援センター
3	【目的】本人の今後の居所について検討するため 【内容】本人の今後の居所についての検討 【参加者】社会福祉協議会、大阪府地域生活定着支援センター、本人
4	【目的】関係部署・関係機関が連携し、今後の支援方針について協議 【内容】相談者の状況の共有、支援方針や役割分担の確認、今後の支援方法の検討 【参加者】人権担当、高齢者担当、福祉担当、子ども担当、住宅担当、社会福祉協議会等の関係部署・関係機関
5	【目的】支援の対象となる者が抱える課題を把握し、支援関係機関においてそれぞれ果たすべき役割についての調整 【内容】困難な問題を抱える女性への支援 【参加者】当該支援に関係する職務に従事する課の職員
6	【目的】支援対応方針、情報共有 【内容】個別のケースの情報共有、対応方針検討等 【参加者】人権担当課、警察署、地域共生推進担当課、児童福祉担当課 等
7	【目的】支援者の状況共有 【内容】今後の支援のための共通した情報の共有 【参加者】児童福祉担当課、生活保護 等
8	【目的】事例共有、意見交換 【内容】DV被害者の自立支援 【参加者】人権相談員、庁内関係課(市民相談、生活保護、障がい)、女性サポートステーション相談員、保護観察官、保健所、相談者雇用事業者
9	【目的】関係各課との連携 【内容】関係各課との支援方針のすり合わせ 【参加者】生活保護、障害、保健福祉、人権担当課
10	【目的】情報交換、支援内容確認 【内容】一時保護対象者についての情報交換、障がい者に対する配慮、生活困窮 【参加者】庁内関係課(生活保護、高齢、障がい、児童福祉)、社会福祉協議会、大阪府女性相談センター、児童相談所、医療機関、保育園、その他関係する課、機関等
11	【目的】情報共有 【参加者】児童福祉課長、生活保護課長、障がい担当課長、高齢担当課長、保健師、学校教育課長、学校、人権課課長
12	【目的】困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため 【内容】個別の困難女性やその同伴児童等の状況の共有、支援方針の確認、担当者の役割分担及び検討課題に関する事項、そのほか個別の困難女性への支援に関し必要な事項 【参加者】児童相談所、民間支援団体、庁内関係課

【8】支援調整会議について

8-16 個別ケース検討会議を開催することのメリット、意義、効果 【8-13個別ケース検討会議を「開催している」と回答した自治体】

関係部署・関係機関が情報共有や役割分担を行うことで、支援の方向性を統一し、効果的かつ円滑な支援につなげることができる	4
ひとつの機関の支援だけでは見落としがちなリスク等を、複合的な視点から総合的に評価できる	2
要綱設置としていることで、関係機関の招集が円滑化している	1
今後の目標を本人が理解することで、その目標を達成するために各関係機関がどのような支援を行い、本人自身は何を頑張ればよいのか明確になる	1
各関係機関の知見を持ち寄ることで、活用可能な社会資源等について複数の選択肢から検討することができる	1
関係機関との横のつながりの構築につながる	1
縦割りになりがちな支援の足並みがそろい、スムーズに連携を図ることができる	1
情報を集約することで、適切な切れ目のない支援につなげやすい	1

8-17 支援対象者本人が個別ケース検討会議に参加した回数 【8-14個別ケース検討会議の開催回数（令和7年度）「開催回数が1回以上」と回答した自治体】

・3回開催中、本人の参加1回	・1回開催中、本人の参加1回(2自治体)	・2回開催中、本人の参加2回
・14回開催中、本人の参加1回	・1回開催中、本人の参加0回(2自治体)	・3回開催中、本人の参加0回
・22回開催中、本人の参加0回	・10回開催中、本人の参加0回	

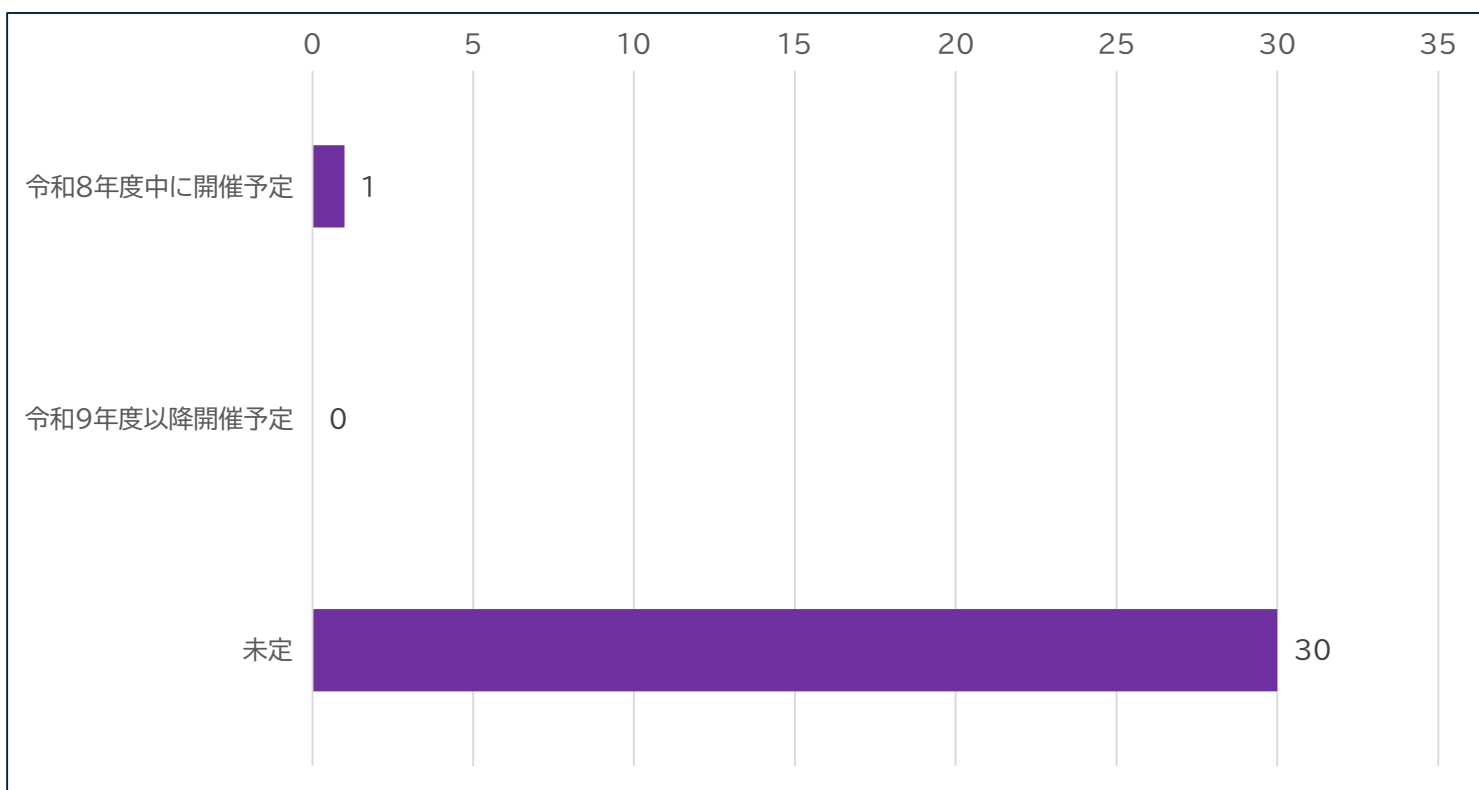
8-18 個別ケース検討会議に支援対象者本人の参加が効果的であったと考えられるケースのその理由 (自由記述)

【8-17で「支援対象者本人が参加した個別ケース検討会議がある」と回答した自治体】

本人の意思を関係機関が直接共有することで、より適切な支援を行うことができる	2
各支援者が支援対象者本人から直接意向を聞くことで何をすべきか明確になった	1
支援対象者本人が、各支援者からどのような支援ができるか直接聞くことで、今後のイメージができ安心された	1
直接支援対象者本人に尋ねることができる	1

【8】支援調整会議について

8-19 個別ケース検討会議の今後の開催予定 【8-13個別ケース検討会議を「未開催」と回答した自治体】



8-20 個別ケース検討会議未開催の場合、他部署と協議する場合（自由記述） 【8-13個別ケース検討会議を「未開催」と回答した自治体】

その都度、関係部署と支援の方策などを話し合う	12
要保護児童対策地域協議会	2
児童福祉部局との個別ケース検討会議	1
DV被害者等支援連絡会議	1
ケース会議	1
人権相談ネットワーク会議	1
DV実務者会議	1
丸ごと支援会議(各ケースごとに主担課が関係課を招集)	1

【9】支援・施策について

9 困難女性への支援のために、今後、充実させるべき支援や施策（自由記述）①

居住支援 居場所関係	民間支援団体と連携した保護や居住支援の充実化	4
	避難等におけるペット対応の充実	2
	住環境の提供(短期間での入居可能な公営住宅、低家賃)	2
	一定期間、安心して居住できる居場所の確保	1
	10代の若年女性への支援のための通学可能な一時的な住居	1
	一定年齢以上の男性の同伴も可能なシェルター	1
	子ども連れでも安心して利用できる居場所づくり	1
	ある程度自由に外へも出ていくことができ携帯電話も使用できるレスパイトの場所の確保	1
	住居設定の際の初期費用の貸付	1
	家を出ると同時にすぐに生活保護を受けられる仕組み	1
女性相談支援員関係	女性相談支援員の資質向上のための研修機会の充実、育成	6
	女性相談支援員雇用にかかる財政的支援	3
	女性相談支援員の市町村間でのネットワーク構築	1
民間団体との連携等	民間団体(NPO等)とのネットワークを強化し、市町村がプラットフォームとして機能するための体制構築	1
	民間団体に対する継続的な財政的・安定的支援の仕組みづくり	1
就労支援関係	継続した就労支援	1
	就労支援とともに子どもの預け先の確保	1

【9】支援・施策について

9 困難女性への支援のために、今後、充実させるべき支援や施策（自由記述）②

その他	アウトリーチも含めた早期の相談機会の充実、窓口の周知	3
	自立支援、社会資源の充実	2
	行政各組織の連携強化(医療機関等)	2
	ファミリーサポート事業	1
	一時保護所利用時のイレギュラーな対応(妊婦への同行受診)を施設側で対応できるための人員の確保、体制づくり	1
	生活保護の対象(大学生は保護世帯から外れてしまう)	1
	国等からの先進モデルケース・事例の発信、情報共有の強化	1
	困難女性支援の課題を理解した弁護士相談	1
	啓発活動(小中学校での啓発等)	1

【10】あると望ましい社会資源について

10 困難女性への支援のために、今後、あると望ましいと考える社会資源とその理由（自由記述）

居住支援・居場所関係	1日や半日単位での避難ができるシェルター（民間運営も含む）	4
	民間シェルターの拡充（外出、スマホの利用が可能なシェルター）	4
	受け入れ条件を緩和した一時保護施設（精神疾患、高齢者等）	3
	安価ですぐ入居できる住宅、生活必需品が用意されている住宅	2
	居住支援の充実、生活環境を変えずに安心して生活できる制度	2
	支援対象者本人の状況により選択できる保護施設	1
	支援付きの一時的な住居として扱える住居	1
	一時保護終了後に居住できる施設	1
	ペット同伴で利用できるシェルター	1
貸付制度等	避難にかかる一時資金の貸付制度	2
	自立するときのための家電等の寄付等	2
	自立支援のための貸付	1
女性相談支援員関係	女性相談支援員の待遇改善	1
	女性相談支援員の派遣制度	1
その他	相談窓口における専門職の配置（法務等）	2
	24時間対応可能な相談窓口の設置	1
	庁内の各部署が女性支援について正しく知識習得ができる研修の機会	1
	ピアサポート	1
	経済的に余裕がない方でも、専門性が高い弁護士に平等に相談できる仕組み	1
	女性専用の寮付きの職場	1
	医療面での措置が受けられる機関（性被害者への処置、避妊リング装着等）	1
	専門の広域担当機関の設置	1

【11】広報啓発について

11-1 女性相談窓口の周知及び広報活動における具体的な取組み（自由記述）

広報誌への掲載	35
ホームページへの掲載	19
チラシ、リーフレット、カード等の作成・配布	17
SNSでの広報	8
ポスターによる広報	2
市町村主催講座等での広報	2
デジタルサイネージによる広報	1
女性相談支援員活動冊子の関係機関への配布	1
男女共同部署のイベントカレンダーに記載	1
WEB広告の配信	1

【11】広報啓発について

11-2 DV相談窓口の周知及び広報活動における具体的な取組み（自由記述）

広報誌への掲載	33
ホームページへの掲載	21
チラシ、リーフレット、カード等の作成・配布	19
SNSでの広報	8
ポスターによる広報	3
市町村主催講座等での広報	2
デジタルサイネージによる広報	2
ライトアップ活動	2
中学校でのリーフレット配布	1
パネル展	1
関係機関に対してのDVに関する研修	1
WEB広告の配信	1

【11】広報啓発について

11-3 女性相談窓口及びDV相談窓口の周知及び広報活動を行ううえでの配慮や課題（自由記述）

配慮していること	広報を目にする方が相談窓口を周知できるよう、女性用トイレへ啓発カードを配架	4
	広報を目にする方の二次被害にならないようメッセージ等を配慮	2
	相談料がかからないことを明記	2
	秘密が守られることが伝わるように広報	2
	広報を目にする方が相談窓口を適切に選べるよう誤解のない表現にする	1
	庁外の関係機関や学校、医療機関等へもちろしを積極的に配布	1
	長期休暇（ゴールデンウィーク、年末年始）前に積極的に周知・広報活動を行っている	1
	メールやZoom等のオンラインツールを導入し、相談者の状況に応じた多様な相談手法を確保	1
	複数の媒体を使用して周知に努めている	1
	相談員の個人情報の秘匿（名前、写真、何曜日にいるかなど）	1
	ホームページに具体例を記載し、ご自身が該当しているのかわかりやすくしている	1
	相談者が敷居を高く感じないようにすること	1
	女性相談を共同処理している近隣自治体の窓口も周知	1
課題	相談窓口の認知度の向上	4
	広報活動の効果分析が難しい	1
	DV相談窓口が自治体の本庁と離れた場所にあるため、関係各課との連携が難しい	1
	DV相談窓口が秘匿になっていない	1
	男性職員が少なく、相談者・支援者の安全性の確保に課題	1

府内市町村女性相談窓口まとめ（令和８年度実施 計画改定にかかるアンケートまとめ）

別紙

市町村	相談種別	窓口名	所管所属
1 大阪市	①DV相談	①各区役所 ②DVC（女性相談支援員） ③クレオ大阪女性総合相談センター	①各区役所 ②③市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
	②DV以外の暴力相談	①各区役所 ②DVC（女性相談支援員） ③クレオ大阪女性総合相談センター	①各区役所 ②③市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
	③その他の相談	①各区役所 ②DVC（女性相談支援員） ③クレオ大阪女性総合相談センター	①各区役所 ②③市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
2 堺市	①DV相談	堺市配偶者暴力相談支援センター、女性相談	こども青少年局こども青少年育成部こども家庭課、各保健福祉総合センター子育て支援課
	②DV以外の暴力相談	女性相談	各保健福祉総合センター子育て支援課
	③その他の相談	女性相談	各保健福祉総合センター子育て支援課
3 岸和田市	①DV相談	DV相談	人権・男女共同参画課
	②DV以外の暴力相談		
	③その他の相談	人権相談	人権・男女共同参画課
4 豊中市	①DV相談	豊中市配偶者暴力相談支援センター	人権政策課
	②DV以外の暴力相談	豊中市女性総合相談支援窓口	人権政策課
	③その他の相談	人権政策課	人権政策課
5 池田市	①DV相談	DV相談	ダイバーシティ共創課
	②DV以外の暴力相談	DV相談	ダイバーシティ共創課
	③その他の相談	女性のための相談	ダイバーシティセンター
6 吹田市	①DV相談	①すいたストップDVステーション（DV相談室） ②女性のための悩み・DV相談 ③女性のための法律相談 ④女性のための電話相談	①人権政策室 ②～④男女共同参画センター
	②DV以外の暴力相談	①人権政策室 ②女性のための悩み・DV相談 ③女性のための法律相談 ④女性のための電話相談	①人権政策室 ②～④男女共同参画センター
	③その他の相談	①人権政策室 ②女性のための悩み・DV相談 ③女性のための法律相談 ④女性のための電話相談	①人権政策室 ②～④男女共同参画センター
7 泉大津市	①DV相談	人権くらしの相談課	人権くらしの相談課
	②DV以外の暴力相談	人権くらしの相談課	人権くらしの相談課
	③その他の相談	人権くらしの相談課	人権くらしの相談課
8 高槻市	①DV相談	DV相談	人権・男女共同参画課
	②DV以外の暴力相談	DV相談	人権・男女共同参画課
	③その他の相談	女性相談	人権・男女共同参画課
9 貝塚市	①DV相談		子ども相談課（18歳未満の子どもがいる場合）、人権政策課（18未満の子どもがいない場合）、外部の民間団体
	②DV以外の暴力相談		人権政策課、障害福祉課、高齢介護課、子ども相談課、外部の民間団体
	③その他の相談		人権政策課、福祉総務課、子ども相談課、子ども福祉課、外部の民間団体
10 守口市	①DV相談	人権市民相談課	市民生活部
	②DV以外の暴力相談	人権市民相談課	市民生活部
	③その他の相談	人権市民相談課	市民生活部
11 枚方市	①DV相談	ひらかたDV相談室	人権政策課
	②DV以外の暴力相談	男女共生フロア・ウィル	人権政策課
	③その他の相談	女性のための相談窓口（面接・電話・法律）	人権政策課

	市町村	相談種別	窓口名	所管所属
12	茨木市	①DV相談	茨木市配偶者暴力相談支援センター	人権・男女共生課
		②DV以外の暴力相談	茨木市配偶者暴力相談支援センター	人権・男女共生課
		③その他の相談	茨木市立男女共生センターローズWAM	人権・男女共生課
13	八尾市	①DV相談	①八尾市人権政策課、②八尾市男女共同参画センター、③八尾DV相談専用ダイヤル	人権ふれあい部人権政策課
		②DV以外の暴力相談	①八尾市人権政策課、②八尾市男女共同参画センター	人権ふれあい部人権政策課
		③その他の相談	①八尾市人権政策課、②八尾市男女共同参画センター	人権ふれあい部人権政策課
14	泉佐野市	①DV相談	いずみさの女性センター	人権推進課
		②DV以外の暴力相談	いずみさの女性センター	人権推進課
		③その他の相談	いずみさの女性センター	人権推進課
15	富田林市	①DV相談	人権・市民協働課	
		②DV以外の暴力相談	女性のための悩み相談	人権・市民協働課（多文化共生・人権プラザTONPAL）
		③その他の相談	・女性のための悩み相談 ・女性のための法律相談	人権・市民協働課（多文化共生・人権プラザTONPAL）
16	寝屋川市	①DV相談	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課
		②DV以外の暴力相談	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課
		③その他の相談	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課
17	河内長野市	①DV相談	人権推進課窓口	人権推進課
		②DV以外の暴力相談	女性相談・女性のための電話相談・人権あれこれ相談	人権推進課
		③その他の相談	女性相談・女性のための電話相談・人権あれこれ相談	人権推進課
18	松原市	①DV相談	松原市配偶者暴力相談支援センター	
		②DV以外の暴力相談	人権交流センター	
		③その他の相談		
19	大東市	①DV相談	人権室	市民生活部人権室
		②DV以外の暴力相談	人権室	市民生活部人権室
		③その他の相談	人権室	市民生活部人権室
20	和泉市	①DV相談	DV相談	人権男女参画担当
		②DV以外の暴力相談		
		③その他の相談	①電話相談 ②カウンセリング ③法律相談	人権・男女参画担当 （モアいずみ）
21	箕面市	①DV相談	男女協働参画ルーム	人権文化部人権政策課
		②DV以外の暴力相談	男女協働参画ルーム	人権文化部人権政策課
		③その他の相談	男女協働参画ルーム	人権文化部人権政策課
22	柏原市	①DV相談	女性・子ども電話相談	人権推進課
		②DV以外の暴力相談	女性・子ども電話相談	人権推進課
		③その他の相談	女性・子ども電話相談	人権推進課
23	羽曳野市	①DV相談	女性相談	人権推進課
		②DV以外の暴力相談	女性相談	人権推進課
		③その他の相談	女性相談	人権推進課
24	門真市	①DV相談	女性サポートステーションWESS	人権市民相談課
		②DV以外の暴力相談	女性サポートステーションWESS	人権市民相談課
		③その他の相談	女性サポートステーションWESS	人権市民相談課

	市町村	相談種別	窓口名	所管所属
25	摂津市	①DV相談	ウィズせつつ女性のための相談室	人権女性政策課
		②DV以外の暴力相談	ウィズせつつ女性のための相談室	人権女性政策課
		③その他の相談	ウィズせつつ女性のための相談室	人権女性政策課
26	高石市	①DV相談	人権・生活相談課	人権・生活相談課
		②DV以外の暴力相談	人権・生活相談課	人権・生活相談課
		③その他の相談	人権・生活相談課	人権・生活相談課
27	藤井寺市	①DV相談	女性相談窓口	市民生活部協働人権課
		②DV以外の暴力相談	女性相談窓口	市民生活部協働人権課
		③その他の相談	女性相談窓口	市民生活部協働人権課
28	東大阪市	①DV相談	東大阪市配偶者暴力相談支援センター	人権文化部多文化共生・男女共同参画課
		②DV以外の暴力相談	東大阪市配偶者暴力相談支援センター	人権文化部多文化共生・男女共同参画課
		③その他の相談	男女共同参画センター相談窓口	男女共同参画センター「イコラーム」
29	泉南市	①DV相談	名称なし	人権推進課
		②DV以外の暴力相談	名称なし	人権推進課
		③その他の相談	名称なし	人権推進課
30	四條畷市	①DV相談	女性相談	人権・市民相談課
		②DV以外の暴力相談	女性相談	人権・市民相談課
		③その他の相談	女性相談	人権・市民相談課
31	交野市	①DV相談	女性のための相談	総務課
		②DV以外の暴力相談	人権なんでも相談	総務課
		③その他の相談	人権なんでも相談	総務課
32	大阪狭山市	①DV相談	市民相談・人権相談	広報広聴・人権啓発グループ
		②DV以外の暴力相談	市民相談・人権相談	広報広聴・人権啓発グループ
		③その他の相談	市民相談・人権相談	広報広聴・人権啓発グループ
33	阪南市	①DV相談	人権推進課	人権推進課
		②DV以外の暴力相談	総合相談	人権協会
		③その他の相談	総合相談	人権協会
34	島本町	①DV相談	福祉推進課	福祉推進課
		②DV以外の暴力相談	福祉推進課	福祉推進課
		③その他の相談	福祉推進課	福祉推進課
35	豊能町	①DV相談	DV相談	住民人権課
		②DV以外の暴力相談	生活人権相談	住民人権課
		③その他の相談	生活人権相談	住民人権課
36	能勢町	①DV相談	総務課	総務課
		②DV以外の暴力相談	総務課	総務課
		③その他の相談	総務課	総務課
37	忠岡町	①DV相談		住民人権課
		②DV以外の暴力相談		(対象者による)
		③その他の相談		住民人権課

	市町村	相談種別	窓口名	所管所属
38	熊取町	①DV相談	人権相談	人権・女性活躍推進課
		②DV以外の暴力相談	人権相談	人権・女性活躍推進課
		③その他の相談	人権相談	人権・女性活躍推進課
39	田尻町	①DV相談	女性相談、女性のためのカウンセリング、人権相談	企画人権課
		②DV以外の暴力相談	女性相談、女性のためのカウンセリング、人権相談	企画人権課
		③その他の相談	女性相談、女性のためのカウンセリング、人権相談	企画人権課
40	岬町	①DV相談	人権相談	総務部人権推進課
		②DV以外の暴力相談	人権相談	総務部人権推進課
		③その他の相談	人権相談	総務部人権推進課
41	太子町	①DV相談	女性のための相談窓口	政策総務部住民人権課
		②DV以外の暴力相談	女性のための相談窓口	政策総務部住民人権課
		③その他の相談	女性のための相談窓口	政策総務部住民人権課
42	河南町	①DV相談	女性・人権相談	人権男女共同社会室
		②DV以外の暴力相談	女性・人権相談	人権男女共同社会室
		③その他の相談	女性・人権相談	人権男女共同社会室
43	千早赤阪村	①DV相談	人権総合相談所	民生部住民課
		②DV以外の暴力相談	人権総合相談所	民生部住民課
		③その他の相談	人権総合相談所	民生部住民課